

会 議 録 目 次

平成 1 4 年第 1 回海田町議会 3 月定例会（第 2 日目）

平成 1 4 年 3 月 6 日（水）午前 9 時 0 0 分開議

日程第 1	施 政 方 針		4
日程第 2	一 般 質 問		2 9
	(延 会)		9 0

平成14年第1回海田町議会定例会

会 議 録 (第2号)

1. 招 集 年 月 日 平成14年3月5日 (火)
2. 招 集 の 場 所 海田町議会議事堂
3. 開会 (開 議) 3月6日 (水) 9時00分宣告 (第2日)

~~~~~○~~~~~

4. 応 招 議 員 (19名)

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番  | 岡 田 良 訓 | 2番  | 西 田 祐 三 |
| 3番  | 渡 辺 善 隆 | 4番  | 桑 原 克 之 |
| 5番  | 多 田 雄 一 | 7番  | 堀 間 禎 子 |
| 8番  | 西 山 勝 子 | 9番  | 宮 坂 二 郎 |
| 10番 | 崎 本 広 美 | 11番 | 原 田 幸 治 |
| 12番 | 前 田 勝 男 | 13番 | 住 吉 充   |
| 14番 | 山 岡 寛 次 | 15番 | 田 中 千 代 |
| 16番 | 佐 中 十九昭 | 17番 | 中 岡 長 一 |
| 18番 | 国 岡 光 明 | 19番 | 加 藤 公   |
| 20番 | 河 野 道 昭 |     |         |

~~~~~○~~~~~

5. 不 応 招 議 員

6番 斎 木 貞 暁

~~~~~○~~~~~

6. 出 席 議 員 (19名)

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番  | 岡 田 良 訓 | 2番  | 西 田 祐 三 |
| 3番  | 渡 辺 善 隆 | 4番  | 桑 原 克 之 |
| 5番  | 多 田 雄 一 | 7番  | 堀 間 禎 子 |
| 8番  | 西 山 勝 子 | 9番  | 宮 坂 二 郎 |
| 10番 | 崎 本 広 美 | 11番 | 原 田 幸 治 |
| 12番 | 前 田 勝 男 | 13番 | 住 吉 充   |
| 14番 | 山 岡 寛 次 | 15番 | 田 中 千 代 |

16番 佐 中 十九昭  
18番 国 岡 光 明  
20番 河 野 道 昭

17番 中 岡 長 一  
19番 加 藤 公

~~~~~○~~~~~

7. 欠 席 議 員

6番 齋 木 貞 暁

~~~~~○~~~~~

8. 説明のため議場に出席した者の職氏名

|                                    |   |           |
|------------------------------------|---|-----------|
| 町                                  | 長 | 加 藤 天     |
| 助                                  | 役 | 石 原 憲 治   |
| 収 入                                | 役 | 正 木 洋     |
| 企 画 部                              | 長 | 中 野 潔     |
| 福 祉 保 健 部                          | 長 | 富 田 征     |
| 建 設 部                              | 長 | 池 の 本 和 弘 |
| 福 祉 保 健 部 参 事<br>兼 保 健 セ ン タ ー 所 長 |   | 因 幡 忠 志   |
| 企 画 課                              | 長 | 木 原 晴 彦   |
| 財 政 課                              | 長 | 内 田 和 彦   |
| 総 務 課                              | 長 | 上 條 正 弘   |
| 地 域 振 興 課                          | 長 | 植 野 敏 彦   |
| 住 民 課                              | 長 | 上 村 直 樹   |
| 福 祉 課                              | 長 | 因 幡 貞 男   |
| 高 齢 福 祉 課                          | 長 | 青 木 基 秀   |
| 環 境 セ ン タ ー 所 長                    |   | 西 本 徹 郎   |
| 保 健 セ ン タ ー 主 幹                    |   | 臼 井 真     |
| 建 設 課                              | 長 | 久 保 伸 一   |
| 都 市 整 備 課                          | 長 | 朝 倉 登 司 雄 |
| 海 田 市 駅 南 口<br>区 画 整 理 事 務 所 長     |   | 永 海 房 雄   |
| 教 育                                | 長 | 李 木 義 夫   |
| 教 育 部                              | 長 | 山 本 義 彦   |
| 教 育 部 参 事 兼<br>海 田 東 公 民 館 長       |   | 柳 原 徹     |

学 校 教 育 課 長      河 原      毅  
上 下 水 道 部 長      佐 藤      隆

9. 職務のために議場に出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長      園 山      純  
議 会 事 務 局 次 長      梶 原 正 勝  
主                      任      辻 千 奈 美

10. 議 事 日 程（第 2 号）

日程第 1    施 政 方 針

日程第 2    一 般 質 問

日程第 3    第15号議案    海田町立学校運動場管理運営条例の一部を改正する条例の制定  
について

日程第 4    第16号議案    海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につい  
て

日程第 5    第17号議案    海田町自転車等駐車場条例の制定について

日程第 6    第18号議案    平成14年度海田町一般会計予算

日程第 7    第19号議案    平成14年度海田町公共下水道事業特別会計予算

日程第 8    第20号議案    平成14年度海田町国民健康保険特別会計予算

日程第 9    第21号議案    平成14年度海田町老人保健特別会計予算

日程第10    第22号議案    平成14年度海田町介護保険特別会計予算

日程第11    第23号議案    平成14年度海田町水道事業会計予算

11. 議 事 の 内 容

午前 9 時 0 0 分    開議

○議長（河野）皆さん、おはようございます。本日は大変ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員数は19名でございます。定足数に達しておりますので、これより  
本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しております日程第 1 から日程第11に至  
る各議案でございます。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（河野） 日程第１、昨日に引き続き施政方針についてを議題といたします。

これより昨日の施政方針に対する質問を行いたいと思いますが、ここで議長よりお願いと確認をしておきます。さきの議会運営委員会決定事項でもお知らせしておりますように、議事の都合により、具体の予算そのものに関するもの、条例案として提出されておるもの、一般質問に通告してあるものなど、ほかに質問・質疑のできる場があるものについては、できるだけ予算審査特別委員会または一般質問の場で質疑並びに質問を行っていただきたいと思いますようお願いをする次第でございます。

それでは、これより町長の施政方針に対する質問を行います。質問があれば許します。  
佐中君。

○１６番（佐中） １６番佐中です。町長の施政方針に対する質問をいたします。昨年４月に小泉内閣が誕生いたしました。小泉首相は改革なくして成長なしという考えのもとで、改革断行予算として平成１４年度予算を編成したと言っております。これは、昨年１２月２４日、政府は２００２年度の予算案を閣議決定しております。しかし、その内容を見ると、２００２年度予算は、戦後経験したことのない、長期に、しかも見通しのないこの不況に苦しむ国民や町民に相変わらず激痛を押しつける一方、大型公共事業のむだは温存をし、大企業優遇さえ盛り込むものとなっております。これでは従来の自民党型予算と何ら変わらず、経済危機を一層悪化させる予算であり、国民の暮らしも日本経済も破局への道を突き進むことになるわけであります。今、日本経済は景気の悪化と物価下落が同時に進行するという、かつて経験のない経済危機に陥っております。消費税制度を導入して以来１４年目でありますが、国民の購買力が落ち、さらにその消費税を３％から５％に引き上げられ、ますます国民の購買力が落ち、物をつくっても売れないから、企業はリストラをする。そのため、勤労者の所得が減り、そして民間の消費が落ち込んでいる。物やサービスが売れなく、それでも企業は何とか売れ行きを伸ばそうと値下げに踏み切り、物価が下がっております。しかし、国民の購買力がないために、売り上げが落ち、そのもとでもうけを出そうとリストラを一層進めております。それがまた民間の消費を縮小させるということが繰り返されております。こうした倒産と失業の激増による国民の所得、消費の一層の落ち込みという現在の経済危機の最大の原因は小泉構造改革そのものであると見られます。小泉構造改革を進めれば進めるほど、地域の金融の破壊、失業の増大、果てしない社会保障の改悪、法人税、所得税の減収による財政の悪化などが拡大することにな

ります。

そこで、具体的にお尋ねをいたしますが、今一番しなければならないことは合併問題ではなく、町民の暮らしを守ることを応援することが一番大切ではないかと思うわけです。もう一つは、町民の暮らしを守ると同時に、中小零細企業を含む商工業者の営業を守ることが一番だと考えますが、施政方針では合併問題を優先するという位置づけ。町民の暮らしを守る、暮らしを応援し、営業を守るという、このことはどのように位置づけて取り組むのか、お尋ねをいたします。

施政方針の前段部分に5兆円、あるいは2兆円という小泉内閣の理念を踏まえつつという文言が明記してありますけれども、この5兆円の削減の内訳には公共事業1割削減と社会保障関係費の削減や地方交付税の減があるわけであります。あわせて、交付税特別会計は国と地方自治体が折半をするとして、地方債の増発と交付税特別会計からの借入金で補てんをすることになっております。このような5兆円、2兆円という小泉内閣の理念を踏まえつつあるということは改める必要がありますが、どのようにお考えですか、お尋ねをいたします。

逆に、町民からの取り立ては厳しく、水道料金の大幅な引き上げや徴税など収納強化をしたり、国保税の応益や応能の比率を大幅に変えて、所得の少ない人ほど厳しく取る方針。今の情勢から逆行している予算や方針であると思いますが、どのようにして町民を守ろうとするのか、お尋ねをいたします。

具体的に、また、施政方針の3ページ、ここに「町の予算等」ということがあります。未利用地の売却促進、これは対象は何件で総額幾らなのか、有効活用とはどういうことをする方針なのか、お尋ねをいたします。

また、5ページの合併について、地方分権そのもので合併を前面に出されておられますけれども、地方分権というのは合併が前提ではありません。合併ではなく、基礎的自治体の拡大の権限にあります。ここを履き違えて、合併をいかにも優先をさせるというような、そういう方針でありますけれども、この合併については民意をどのように反映をさせていくのか。しかも町長は前回の議会で、みずからの任期中に合併をするという方向性も出されましたけれども、町民の意向に基づいて決めるというのが基本ではなかったのかどうか。それがいつの間にか、自分の任期中に合併をする、こういう方向に変わってきたのはなぜなのか。また、その下に、中段の方ですが、「最もよいのではないかと考えておる」という表現をされておりますが、「最もよい」とは何を根拠に「最も

よい」なのか。自分の任期中に合併をするので、それで「最もよい」なのか、お尋ねをいたします。

最後に、議会は合併問題特別委員会を設置しております。この特別委員会に対してどのように位置づけて考えておられるのか、お尋ねをいたします。以上です。

○議長（河野）町長。

○町長（加藤）今、国の政策についてのお話もございました。確かに現在の財政状況の中で国自体もやはり改革をし、また、財政再建をやっていこうという努力をしておられる中で、ご承知のように、我々各自治体にもその影響は大きく寄ってきておるわけでございますけれども、やはり合併問題よりも町民の暮らしを守ることが優先ではないか、このようなご質問であったと思いますけれども、それはそれでお考え方もあろうかと思えますけれども、私は昨日の施政方針で申し上げましたように、やはり基本的には就任以来、合併は避けて通れない問題であると、このように申し上げてきたわけでございますが、地方分権による大きな変革の時期に当たりまして、今まさにそのときが来たと、このような認識をいたしておるところでございます。

では、今のように、合併によって町民の暮らしに何ら影響がないのか。私は、やはりこの合併によって暮らしをよくしていく、よくなるであろうと、このような基本的な考えを持っておるわけでございます。それにつきましては、広島市と行政サービスに相違があることで一体的な地域開発や土地利用がしにくいなどの問題点を解消するために、日常生活圏の一体化を主体にしたまちづくりを行った方がいいのではないかと、こういうこと、また、安芸郡の政治、経済、文化の要衝として発達してきた海田町を長期的かつ広域的な視点から、拠点地区にふさわしいまちづくりをする必要があると。近年の地方分権の流れに対応し、行政能力や財政基盤を強化して、今まで以上に自主的、主体的かつ迅速に行政を運営できる体制づくりが必要ではなかろうかと、このように思いますし、政令指定都市としてのサービスを受けることができると、こういう問題もあります。また、大規模事業が計画されていることに伴い、平成17年度以後、財政状況が大変厳しくなることがある程度予想されておるわけでございますが、合併特例法に基づく財政支援等を受けることによって円滑に大規模事業を進めることができると、このように考えておるわけでございます。こういうことから考えるのならば、やはりそれは町民の暮らしにプラスになるんだ、よくなるんだというふうな理解をいたしておりますし、昨日申し上げましたように、やはりこの法定期間内に合併した方がよいと、このように自分は

考えております。

また、民意の反映については、住民の皆様の意見を十分に聞きながら進めてまいりる所存でございますので、ご理解をいただきたいと思います。

また、今合併しなければならないのかということでございますが、町長の任期中に合併しなければならないことにつきましては、次の町長の任期から合併特例法の期限まで約10カ月しかございません。現在の町長の任期中に完了しておく方がよいのではないかとということで施政方針で私の考えを申し述べたわけでございます。以上でございます。

○議長（河野）佐中君。

○16番（佐中）施政方針に当たって、合併問題を最優先にするのではなく、町民の暮らしや、あるいは商店街が非常に活力をなくしてしまっていて、あげくの果てには倒産をするという事態を自治体が知らん顔をしておる。合併すれば全部解決するような方向でいくこと自体が間違いではないかと私は言っておるんです。町長のそういう構え、去年の3月だってマツダのリストラ問題で、私は申し入れをしなさいと、労働者や町民に対してどれほど激励するかどうか、そのことを言ったにもかかわらず、労働組合がマツダの会社といろいろやっているからそうなんだと言う。しかし、付近の町長は、広島市長も含めて申し入れをしておるじゃないですか。町長の基本的な考え方が、政府の言っている地方分権に目を向けた、合併に目を向けたそういう町政ではなくて、町民が本当につくり上げていく、そういう町政、町民の意見を聞いてつくっていく町政、これが本当の自治体だと思うから私は言うんです。地方分権、このもとで合併を推進する。合併をしたらそれがすべてよくなるような発想そのものが間違いだというのは……。特例法が17年に切れると言われますが、合併特例法の一番の大きな目玉は合併特例債なんです。10年間で95%まで地方債を認めてやる。地方債の総額の70%は地方交付税で見てやる。ここにみんなが目を向けておるんです。しかし、人口が増えれば増えるほど地方交付税というのは削減をされていくんです。将来、10年、20年先で、1人当たりで見ればだんだん地方交付税の単価は減っていくんです。

本来、地方分権、あるいは合併というのは、これまで高度成長時代に莫大な公共投資をやって、そしてゼネコンをもうけさせ、大銀行をもうけさせ、消費税を導入したために購買力がなくなって景気が落ちていく。そして、銀行が斜めになる。そうすれば、それを助けてやる。こうしたツケが今回ってきておるんですよ。自民党の言っている今までのやり方は国民を本当に苦しめてきた。特に小泉内閣になって激痛を押しつけてくる。

さらに、不良債権の処理の問題が進めばますます苦しむ目に遭うわけです。国民の命を守る医療だって3割負担を打ち出してくるし、年金だって改悪をされる。どこを頼っていけばいいのか。私はこの施政方針を聞いて、区画整理であれだけ大きな事業を住民の協力もなしに推し進めようとする、この町長の政治姿勢が合併にもつながっておるし、これでは町民の暮らしを守れない。私はこういう施政方針を、本当に町民の暮らしや営業を守るためにどうするかということを聞いておるんです。その姿勢が全く見受けられないように思うんです。

また、3ページの「未利用地の売却促進」、これは打ち出してきておるのに、財源が足らなかつたら何とか今まで使っていない土地を売って財源に充てるのか、あるいは遊休地を、都市整備公社みたいなものをつくって駐車場に貸すのか、あるいは、借地というのはちょっと自治体としてはそぐわないので、それはどうなのかようわかりませんが、どうなのかということを聞いておるんです。有効活用とは何かということです。

それから、合併問題が打ち出されておるんですが、これまでの私の受けとめ方は、住民の意向に基づいて、住民の総意に基づいて決めるというのが町長の基本的な考え方だったと思うんですけれども、しかし、町民投票のそういう条例は制定しないとか、今は方針が変わったかどうかは知りませんが、やっぱり町民投票、あるいは住民投票というのは、都道府県が廃置分合といって地域を変える場合には住民投票をしなければならないというのが自治法の中に定められておるんです。その精神からいくと、市町村の合併についても当然それが生かされると思うんです。ましてや合併の先が広島市だけでなく、安芸郡の陸地の、府中町を入れてかどうか知りませんが、3町でもそういう案があるわけです。ですから、吸収合併か対等合併か単独町政か、いろいろ住民投票の形によって住民の総意が行政に生かされる、この姿勢こそが大事ではないかと思うんですが、どうなんですか、お尋ねをいたします。

○議長（河野）助役。

○助役（石原）最初の質問の中に、議会の特別委員会と合併問題に関する質問がありましたので、その点と今ほどの質問をかみ合わせながら答弁させていただきます。今回の14年度当初予算におきまして、理事者側として14年度において広島市との合併を進めていきたいという予算を提案しているところでございます。それで、今回の一般質問の中に多くの合併に関するご質問をいただいております。また、具体的予算の内容につきましては予算特別委員会の中でいろいろなご意見をいただけるかと思っております。そういうよう

な議員の皆様方のご意見、ご意向を承りながら、今会期中に具体的に4月以降、合併問題をどういうふうに進めていくのかというような進め方につきまして、今ほど佐中議員のおっしゃいましたように、住民の総意というのをどういうふうに我々は酌み取るのか、どうのようにそれを合併に反映していけるのかというようなことも含めまして、我々が考えている合併に対する進め方、スケジュール等々につきまして議会側と十分な協議をさせていただいた上で、4月以降の準備事務に入りたいというふうに考えております。

○議長（河野）監理課長。

○監理課長（木原）それでは、未利用地の売却等につきましてのご質問にお答えさせていただきます。ここで言います未利用地とは、現在普通財産として管理しているものの中で、無償、有償を問わず貸し付けをしておるものがございます。それ以外のものを一応未利用地という位置づけにしております。これにつきましては、今後利用する目的がございませんので、積極的に売却をして予算の一部に充てたいという考え方をしております。一応14年度につきましては2カ所3件の用地を予定しております。

次に、有効利用とはということでございますけれども、当然、普通財産ですので、本来であれば、何かの行政目的に充てるとというのが一番正しいやり方だと思いますので、行政目的が達成されるであろうという土地につきまして当然そういう建物、土地等に充てたいというふうに考えておりますし、将来出てくるであろう道路であるとか立ち退き等の関係で、もしその土地が代替地として有効に利用できるものであれば、また提供もしていきたいというふうに考えております。

○議長（河野）佐中君。

○16番（佐中）再度質問します。今までの答弁はなかったものとして。なかったものじゃちょっと悪いね、それは。じゃ、取り消します。いわゆる5兆円、2兆円の問題を施政方針に上げられておるんですが、これにゆだねて行政をすれば大きな間違いがずっと起きますよというのが私の視点なんです。その中には、5兆円の削減の内訳は公共投資の1割削減、これはもう大いに賛成すべきです。これは、むだなところがいっぱいあって、そのために大借金をしたんですから。2つ目には、医療改革。これは社会保障関係の削減。これはちょっと、5兆円、2兆円の中では私は許しがたいと思うんです。一番の問題は、3番目にある地方交付税の削減なんです。5兆円、2兆円に基づいて、理念を踏まえてという表現を町長はされておるんですが、この理念でいったら町民がずっと泣かされるということにつながるわけです。5兆円を削って2兆円を重点的にやろうと

いう中身は、私が言うまでもなく、少子問題や高齢化の問題、ＩＴの問題とか、環境に配慮したまちづくりというのがあるんですが、この中で地域の活性化がうたわれておるんです。私はそこを言っておるんです。今、国民が一番苦しんでいるのは暮らしの応援をしてもらうこと、これは本来自治体の役目じゃないんですか。それが、海田町の予算を見れば、区画整理はあれだけ住民が異議ありと言っているのにどんどん無理やり進めようとする。私はここの姿勢が問題であるというふうに思うんです。水道料金や国保の応益・応能を上げたりして、税金の特別な収納のそういう体制を組んで町民から取り上げる。この姿勢が間違っているのではないかと。町民は払いたくても払えない。今のリストラのもとで失業が重なって、どうにもならないところまで来ておるのを、それを手助けするのが町長の仕事じゃないかというのを私は言っておるんですよ。合併したらそれがすべて解決するような、そういう取り組み方は間違いであるということ言っておるんですが、どうですか、お答えください。

○議長（河野）町長。

○町長（加藤）合併すればすべて解決するというような取り組み方が間違いであると、こういうことでございますけれども、私はそのような認識はいたしておりません。こういう国を挙げての大きな流れの中で、やはりその中で住民の暮らしをいかに守っていくかと、こういうことの重要性も、おっしゃるとおり、理解はいたしておるわけでございますけれども、ただ、そういうものにつきましても、負担はお願いするけれども、より以上のサービスを考えていくと。負担は少のうなってサービスだけよくするというのは、今の状況ではとても難しいというのが現状であるわけでございます。だから、来年度予算にも、確かに言われるような負担の増もありますけれども、それ以上にいろんな施策を考えて提案を申し上げておるところでございます。ただ、合併がいけないんだと、合併が先じゃないよと言われますけれども、私としてはやはり合併をすることにおいて住民の皆様が今まで以上に暮らしよい地域にできると、こういう信念を持っておるわけでございます。そういうことから、先ほど申し上げたように、ある程度負担はお願いせざるを得んという事情もございますけれども、それによってこれまでより、より一層の医療体制の整備であるとか、福祉関係のまたデイサービス等への増員であるとか、いろんなことを考えてその予算をお願いいたしておるところでございます。必ずしも、合併することで不都合が多いと、こういうことでなくして、私はまた逆に、合併することにおいて、よりいろんな面の施策、基盤整備からそういう福祉の問題から、専門的知識を

持った職員がおられる。町村ではすべてが調いにくいところが、政令市になることにおいてある程度充足できていくと、こういうふうな考えを持っておるところでございます。そういう意味から、この合併をやはり議会も十分に検討をしていただき、住民の皆様にも周知しながら、ご意見を伺いながら進めてまいりたいと、こういうつもりでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（河野）ほかに。住吉君。

○13番（住吉）8ページの「学校教育の充実」ということについて1つ確認しておきたいことがございますので、よろしく。「「学校教育の充実」につきましては、少人数授業や教員の資質向上などにより、「確かな学力」の育成を図るとともに、「心の教育」の充実を目指して」云々とあります。そこから下の方、週5日授業とかいうのは一般質問に出ておりますので省きますけれども、今、3行目までです。少人数授業というのは県が示しております、小学校2年生とか中学の1年生をとりあえず少人数授業でやっついこうというようなことを言うておりますからわかるんですが、私が12月の議会で強く申しあげました中学校の教員の指導能力の問題、指導意欲の問題、指導熱意に欠けておるのではないかとということにつきまして、教育長の答弁では、指導はなかなかできないので難しいのはわかっておるんですが、できないんだと。その中で、登校拒否をする子どもがおるので難しいんだというようなことをおっしゃったので、そこで、私はあれが最後の質問でしたから、再々々の質問はできないから言えなかったんですが、登校拒否をするような子どもにレベルを合わせて教育しておるからだめなんだということをお願いわけです。それは置いておいて、資質の向上ということにつきまして、教員の資質の向上は、先ほど申しました指導能力及び指導意欲、指導熱意を向上することが第一番だと思うんです。この中にそういうことを含んでおるんだろうと思うんです。その資質の向上では、具体的にどういうことを考えておるのかと。教員の資質の向上。難しいからできないんだというようなことを教育長が言うておったんでは、これは成り立たんですからね。具体的に何を考えて資質を向上するように指導していくのかということが1点。

それから、心の教育という問題は、ある時期にはこれは海田町教育委員会の伝統でございますというぐらい、心の教育の問題を強調されております。言うはやすく、行いは難し。心の教員なんていうものはそう簡単にできるもんじゃないです。心の教育、心の教育と、今まで前教育長も、ごまかしてきたと言っちゃいかんですが、我々は心の教育

に惑わされて余り追求しなかったんですが、非常に難しい面があります。これも具体的に何をやろうとしておるのか。ここの中に英語の助手を置いて英語能力を向上する、国際感覚を育成するとか、インターネットを活用するとか、図書を充実とかいうようなことを書いておる。こんなものは心の教育にはつながらんと思う。心の教育は何遍も唱えてこられたけれども、例えば図書の充実でも、ただ図書をそろえればいいのではなしに、心の教育になるようなものを入れなきゃならんと思うんです。一番問題があるのは、今、日本人が日本人の誇りを失っておることだと思うんです。そういう教育を今までしておるんです。だから、そこらは具体的に何を考えておるのかということをひとつ聞きたいんです。資質の向上では何を考えておるのか、心の教育では具体的に何をしようとしておるんかということを確認したいんです。お願いします。

○議長（河野）教育長。

○教育長（李木）町長の施政方針の中にございました教育部門に関しては教育委員会の方で分担しておりますので、私の方からご答弁申し上げます。少人数指導の中身といいましょうか、そのことによって得られる教員の資質の向上、具体的にはどんなことに取り組むのかというのが1点目でございます。1つには、国、県あたりが実施いたしております教員の研修がございます。この中身には、いわゆる宿泊を伴うような長期の研修もございますし、それから、企業内研修、企業の中へ入って、いわゆる教師の人間としての資質の向上を図っていくというものもございます。一般の教育センター等における研修、これもございますが、町としましては、これは一般質問の中にも多少関連のあるものがございますが、教務主任の先生方を中心としながら、各学校の中での先生方の研修のありようについて共通理解を図りながら、お互いに資質の向上を高めるべく、研修のありようについて相互意見交換をしながら、あるいは指導者、県あるいは町の教育委員会も追いかけてきますけれども、そういうものを通しての資質の向上。さらには、日々の授業については授業の研修を通して学校の中の先生方がお互いに、中学校でありましたら教科の領域の中で、小学校でしたら全校の先生方が集まってというような形での研修もやっておりますし、また、その成果を研究会等を通して、お互いが評価し合うという場も考えておるところでございます。

それから、2点目の心の教育、一体何をやろうとしておるのか、中身は何かということでございますが、心の教育というのは総称でございますので、随分幅広いものを含んでおります。学校で教えます基礎基本を十分に身につけて、そしてそれを日常の生活の

中でいかに生かしていくかというのも心の教育につながる要素の1つでございます。2つ目には、いわゆる道徳教育。道徳という時間がございますが、この道徳の時間の中で幅広い、いわゆる人としての生き方、あるいはお互いの生き方のありようといひましょるか、そこらあたりを学んでいくという、いわゆる道徳の授業。もちろんこれは年間を通しては非常に細かい指導計画のもとに実施をするわけでございますが、そういう中身のもの。3点目には、体験的な活動を通して、現実にな置かれておりますもので言ひますと、職場体験学習でありますとか、保育体験の学習でありますとか、あるいは自然体験学習でありますとか、福祉に関する学習でありますとか、こういうふうなものも通しまして、人との触れ合い、あるいはボランティア等の心がけといひましょるか、そういうふうなものを学んでいくという、これもその分野に入ろうと思ひます。それから、先ほどご指摘がありました、読書でございますが、本を何を読むかといふことでございすが、読書をする姿勢、さらには継続的に読書をしていくといふことで今、県でも国でも朝の読書といふのは非常に力を入れておりますけれども、さらには、それは学校だけではなくて図書館とか、あるいは地域の読書グループのボランティアの方とかといふようなものの交流を通して、読書によって、いわゆる心を育てていくといひましょるか、こういう分野がございす。それから、5点目には、例えば生徒指導等におきますあいさつ運動でありますとか、あるいは声かけ運動でありますとか、あるいは実際に子どもたちが行ひますボランティア活動でありますとか、環境美化ですね、等々の体験を通しての心の教育といふ分野があろうかと思ひます。今、頭に描きますものをるる申し述べましたが、非常に幅広い中での心の教育といふように私どもはとらえておるところでございます。

○議長（河野）住吉君。

○13番（住吉）わかつたやうなわからんやうな気がするんですがね。いろんなことを並べられましたけれども、資質の向上においてはやはり、前回12月に私が申し上げましたやうに、優しい教育ばかりではだめだと思ひんです。厳しさが足りないと。だから、今の子どもはだめになつたんだと。我慢する心ができていない。心の教育にはそれもあると思ひんです。5日制にしてから、余裕のある、ゆとりのある教育といつてやつたらなおさら悪くなるんじゃないかなといふやうに私どもは心配するんですがね。それは別として、気をつけの姿勢もできないやうなことでは、形もできない、気をつけの姿勢ができていないとこの前厳しく言ひましたけれども、そんなことから全然できない、だらだ

らぐにやぐにや、もうどうしようもないようなことでは心はできないんです。両面からやっぱり攻めていかにかいかなと思う。形を整え、そして内面も整えていくということが大切じゃろうと。

心の教育なんていうのは、今たくさん並べましたけれども、本当に大切なんです。私はよくこういうことを言うんですけれども、それにつける薬は漢方薬みたいなもんだと。漢方薬は普通の薬とは違って、長いことせんじて、長いこと飲んで、それがじわっと効いて行って、いつの間にか、あれがよかったのかなというような感じなんです。心の教育なんていうのはそういうもんじゃろうと。さっき教育長がおっしゃったように、いろんなものを総合して与えて、それが最終的に効いてきたかなと、立派な心ができてくるんじゃないかと思います。道德教育ももちろんです。形もそうです。今、形を全然おっしゃらんから私は言うんですがね。この前は、形がだめだということを盛んに言ったんですが、見ておってどうしようもないんですからね。教員にその形すら直す能力もないし、意欲もないから、だから今、教育がだめだと。資質の向上はそういうところをお互いに研修して、国の研修とか、県の研修とか、相互の研修とか、授業を通して研修するとかいうことをおっしゃったけれども、それだけじゃだめなんで、先生らがそういう厳しい教育もできる能力を向上することを考えてやらにゃいけん。そういうことをだれかが指導せにゃできないでしょう。校長がやるとか、あるいは教育長がやるとか。ほうっておいて、国の研修へ行け、県の研修へ行けと言うて行かすだけではできないと思う。そういうことが大切だと私は思うんですが、いかがでございますか。

○議長（河野）教育長。

○教育長（李木）住吉議員の仰せのとおりだと思います。先ほど申し上げました企業内研修というのは、いわゆる教員の日常生活が非常に甘えの構造の中にあると。したがって、企業の中での厳しさというのを体験しろというので、この研修が生まれてきた要因がございます。その趣旨は私も踏まえておりますし、学校長も踏まえております。したがって、そういう中で、帰ってきました教員が非常に学校の中にいい結果をもたらしているという事例もございます。したがって、こういうところには積極的に手を挙げて参加をさせるつもりでおります。また、仰せのように、我々も厳しく目を光らせたいと思っております。

○議長（河野）崎本君。

○10番（崎本）1点だけお願いします。2ページの「定員の計画的削減等による」と書

いてありますが、どのような計画を持っておられるか、また、平成14年度の予算にどのように反映されているか問うものでございます。よろしくお願いします。

○議長（河野）助役。

○助役（石原）今の2ページの「定員の計画的削減等」というのは、国の施策として国家公務員の定員を計画的にするというような、国の方針を示したものであって、地方財政計画を策定するに当たって、要は国の歳出予算と歩みを一にして徹底した見直しをせいと。その中では、定員削減計画であるとか給与関係の経費の抑制をやれという、国から地方財政計画というのが示されておりますという例を示しているというふうに思いますが。

○議長（河野）崎本君。

○10番（崎本）国が提示しておるといっても、この前から町長の施政方針で定員を削減というのはずっと言うておられることじゃないんですか。だから、その削減されたものが14年度予算にどのように繰り込んであるかを聞いています。わかりましたか。

○議長（河野）総務課長。

○総務課長（上條）海田町の定員削減計画は、行政改革の基本計画によって15年度5%削減というようなのを定めております。それに向かって削減を努力しておるわけなんですけれども、当面これから事務が増えてくるとかいうこともありますので、来年度の目標は目標として努力してまいりたいと考えております。

○議長（河野）崎本君。

○10番（崎本）やった分の結果がこの14年度の予算の中に反映されているかと聞いておるんですから、聞いたことだけ答えてもろうたらいいんですよ。

○議長（河野）総務課長。

○総務課長（上條）13年度と14年度では、職員は1名増えております。

○議長（河野）ほかにございませんか。山岡君。

○14番（山岡）それでは、21ページの「浜角地区の地下壕対策といたしまして」という、3カ所の修理をするということを防災関係で町長は述べておられるんですが、この地下ごう対策というのは、戦後もう五十何年になっているんです。これは昔の軍のことで、何で今さらここらでこういうことをせにゃいけないのか。これは民有地じゃないんですか。どういうことになってこれを今回こういうふうな形でするんか、その点についてちょっとお願いします。

それから、次に駅前の区画整理問題でございますが、「私自身が全力を挙げて話し合いをやっていく」ということを掲げておられるんですがございますが、じゃ、今まで過去8年間、区画整理の問題がいろいろ出ております。じゃ、私自身は余り全力を挙げとってないんかというふうにとれるんですが、今まで町長の姿勢とか町の対応によってこの問題がかなり難航したというふうに受けとめておるわけですが、どういう形で全力を挙げてやられるのか、歩み合いがどのぐらいあったか。今、一般質問でもたくさん出ておりますように、審議会の問題でも延々となっておるけれども、ずっとあるんですが、どういうふうに全力を挙げてやられるのか、町長にお尋ねしておきます。

○議長（河野）地域振興課長。

○地域振興課長（植野）ただいまのご質問ですが、この防空ごうのことですが、これは平成六、七年に当時の建設省、農林水産省等が、戦時中に国やその当時の地方公共団体、また軍等の意向により地域住民が掘った防空ごう等につきまして、危険度の高いものについて埋め戻しの対策事業を行うということで調査をしております。それによりまして、その当時、今残っております浜角の3カ所を国の方に報告を上げております。それによりまして、一部民有地ということなんですが、崩落等の危険がありますので、今回予算化をさせていただいたということであります。

○議長（河野）町長。

○町長（加藤）区画整理事業のことでございますが、私が全力を挙げて取り組んでまいりたいということを申し上げておるわけでございますけれども、その糸口を何とか開きたいと、こういうことから宅にも伺いましたけれども、なかなか進展をしない。先日も役場でもお会いして、何とか話をさせていただきたいと。これまでの不都合があるなら、それもおわびもいたしますということを話すんですが、なかなか糸口が開けないということから、現在、助役や部長が何とか町長と会って話が出来る機会をつくってほしいということでたびたび足を運んでおるという状況でございます。私もそういうことでお願いしますが、直接ではなかなか糸口が見つからないというのが現況でございますけれども、今後も粘り強く一生懸命に、ご理解をいただくよう、ご協力をいただくように努めてまいりたいと、こういうふうに考えております。

○議長（河野）西山君。

○8番（西山）8番、西山です。まず、1ページの国の今回の編成予算では平成13年度に比べて1.7%の減、また、地方財政の策定計画においては平成13年度に比べて1.9%の減の

予算編成という方針が出てきているわけですし、国はそういう予算を立てております。しかし、海田町の今回の予算は前年度比3.4%の増の予算編成でございます。その理由は、今回の施政方針の3ページの下段の方に、なぜその3.4%増の予算編成かという歳出の詳しい文言が書いてあります。私も理解するわけですが、こうした、国も県も各自治体も縮小予算の中で我が町は3.4%の増の予算編成をしたということに対して、国とか県からの指導が入るということはないのでしょうか、1点。

2点目は、まだ国も県も平成14年度の予算が通ったわけではございませんけれども、国、県の予算をいろいろ調査・研究しておりますと、この平成14年度の海田町の予算編成の中に盛り込まれていない施策が多々あるように思われるんですけれども、それは執行部の方の情報収集のなさも少しは関係するんじゃないか、もっと予算編成に当たっては国、県の予算案の前の情報収集が必要ではないかと思うんですけれども、その点、どのようにお考えでしょう。2点、質問いたします。

○議長（河野）企画部長。

○企画部長（中野）国、県、各自治体が縮小予算の中で本町の場合は3.数%予算を上げているのは施政方針で述べているとおりです。これにつきまして、国、県からの、こういう財政状況のもとで増額した予算を組んだことについて指導はあるかということでございますが、これは、そういうものはございません。

それから、国、県のいろいろ新しい施策、確かに国も、今日ですか、衆議院を通過する予定になっておりますけれども、その中での情報収集というものについては予算編成会議とか、それから、各部門においては新しい施策の展開等の情報収集はできておりますので、そういった新しい施策も今回新しい事業として予算に計上しているものもございますので、各々のところで情報収集をして、新しい事業は新しい事業として予算に計上させてもらっているという状況でございます。

○議長（河野）西山君。

○8番（西山）確かに平成14年度の予算案に、国、県の予算案に連動した予算も入っているのもありますが、一番大事な今からの教育の、余り費用はかからないけれどもぜひやらないといけないという新規予算の計上が全然ないわけなんです。その点はあらかじめもう予算編成の前には、国とか県に積極的に施策……。これ、なぜ私が質問するかといいますと、あるよその自治体の予算を見ますと、やっぱり重点的予算は随分早くから入ってきているわけです。今回、今までもそうだったんですけれども、海田町の平成14年

度の予算の中には、これは町民の皆様にとって大事な施策であるのに入っていないなどというのが多々見受けられたものですから、今後もっと積極的に情報収集をなされる気があるかどうかというのを。

○議長（河野）企画部長。

○企画部長（中野）おっしゃっている内容が具体的にちょっとわからないところはありませんけれども、予算の概要の中で、教育関係にしても、民生関係、その他建設関係にしてもこの中に計上させていただいております。新しいニーズに応じた施策の導入につきましては、それぞれが当然準備段階もございまして、いざ実施できるということになって予算計上をしていくというふうな進め方になっておりますので、準備が整ったものについては、また、住民からニーズの高いものについては新規事業として計上しておりますし、今後まだ引き続いて具体的検討を要するようなものについては次年度以降に出てくるような予算も当然出てくるんじゃないかということでご理解願いたいと思います。

○議長（河野）ほかにございせんか。桑原君。

○4番（桑原）4点ばかり質問させていただきます。24ページですけれども、海田市駅南口土地区画整理事業に関するところでございますけれども、今、山岡議員の方からも質問がございましたけれども、25ページに「地元対応につきましては、事業へのご理解が」、ここは今までは「ご理解とご協力」というのがあったんですけれども、「協力」が抜けていますけれども、「得られるよう、今しばらく時間をかけ」という意味ですね。それと、「私自身が全力を挙げて」というのは、今、山岡議員がおっしゃった質問で大体考えておられることはわかったんですが、何を話し合うのか、そういう気持ちをするんです。今となって、六、七年前ならいいですよ。覚書をほごにして、議会では住民の協力と理解を得られるまで絶対やりません、事業の計画決定はやりませんと公言しながら、急に……。それから、まだ3党合意書も一応ほごにして進めておられるわけです。おとしの12月に急きょ事業決定を行いますと言って進めてきて、それで実施条例までつくった段階で、同じ窪町の住民は海田町民ではないのかというような考え方なんです。意見を聞かないで一方的にどんどん進めていると。今も進めているわけです。選挙は3カ月間休んでいますけれども、ほかのことはどんどん進んでいるじゃないですか。そういうかまの中でゆでるような状態に置いて、町長マターの関係でおって話し合いをとというのは何を話し合うのかと言いたいわけです。窪町住民はみんなそう思っています。不信と不安でずっと今まで8年間おののいてきたんですが、それが今、不都合だとおっしゃ

ったですね。今までののは不都合だと。こんなに簡単に片づけられるような問題じゃないと思うんです。だから、今質問するわけです。それがまず第1点。

それと、これと関連しまして、昨日、補正予算のことを聞きました。それで、町長は14年度の予算の編成権もありますし、提出権は町長にしかないわけです。だから、町長にお聞きするわけです。昨日、補正予算の審議の中で駅前整備費の公有財産購入費4,050万のこと、それから、補償補てん及び賠償金1,800万のことを聞きました。その対象はどこかと聞いたら、折衝中だから答えられないとおっしゃったんです。予算に計上しながら、町長が提出権を持ち、編成権を持っている人がどう考えておられるのか。それは対象は答えられないけれども、積算基礎は答えられるんかどうかというのをまず質問します。これは14年度の予算に審議で影響しますからね。折衝中だから、まだようわからんから答えられないということで逃げられちゃ困るわけです。審議できないわけですから。その辺をはっきりさせてもらいます。関連して質問します。もし予算計上額の積算基礎が言えないというのであれば、もしそういう回答であれば、その法的な根拠とか行政判例は何か、教えていただきたい。たびたび申しますように、14年度の予算の考え方に影響しますから、町長に答えていただきたいと思います。

それから、2つ目、26ページの連続立体交差事業、これは13年度内に事業認可の見通しが立ち、14年度内には本格的な用地買収が始まると予測されるとおっしゃっているわけです。これに関連して役場の移転問題が出てきたわけです。おとしぐらいだったですか。それで、こういう状況になって、まだそういう論議が行われたことの記憶が新しいんですけども、今回の施政方針の中で触れられていないのは何かあるんでしょうか。これ、合併問題とリンクされているのかどうか。区役所が入るんだからもういいやというような感じで、ここへ書かれておられないのかどうか。うがった質問かもしれませんが。それはどういう考えがあるのかどうか、それが2つ目。

それから、28ページ、「活力ある地域経済をはぐくむまちづくり」と書いてあるわけですけども、この基礎になる中心市街地活性化事業ということ、TMOですね、中心市街地整備促進事業、法の10条に言っています。そういうことについて触れられていないのはなぜなのでしょう。これは中心をなすものだと思うんです。12月の議会でも質問しました。そのことについて余りはっきりした、それこそ再々質問だったのでそのままになっちゃったんですけども、この施政方針の中にこういう文字が入っていないというのはちょっと寂しい感じがするんですけども、庁舎移転の問題ともあわせて、こ

の3点についてご回答を町長からお願いします。

○議長（河野）桑原議員、補正予算の問題については昨日既に終わらせておりますので。

○4番（桑原）違う違う。それは14年度の予算に影響するから言っているんですよ。

○議長（河野）それは予算のときで。

○4番（桑原）いやいや、基本的なことだから、今質問してもいいでしょう。

○議長（河野）それは、各議員の判断によります。

○4番（桑原）それじゃ、ちょっと待ってよ。はい。

○議長（河野）桑原君。

○4番（桑原）じゃ、今、議長がおっしゃるように、補正予算の中で予算を計上して、その積算を言えないかどうかということを知ること自体がおかしいというんですか。今そのことを言っておるんですよ。14年度でそういうことになった場合に……。

（「そのときに、積算はどのようにしたかと聞きゃよかったんじゃないか」と呼ぶ者あり）

○4番（桑原）いやいや、だから、それを今聞いているわけですよ。

（「終結したんじゃないけん、しょうがないじゃないか。終結したんじゃないが、昨日」と呼ぶ者あり）

○4番（桑原）違う違う。ちょっとそれ、問題がありますよ。今までの質問の中でも施政方針の全体の流れの中のを聞いておられるわけでしょう。小泉内閣の問題点とか、それに関連したことを聞いておられるわけですよ。だから、昨日の回答が14年度の予算に随分影響するじゃないですか。だから、積算基礎も答えられないんですかということを知りたんです。対象はどうです。対象が答えられないんなら、積算基礎も答えられないのであれば、その根拠を示してくれと言ったんですよ。そういう質問ができないんじゃない、ちょっと問題だと思います。

○議長（河野）わかりました。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）どうぞ。

○10番（崎本）補正予算は昨日終結してるじゃない。昨日質問すりゃええのに、今日質問したってだめでしょうが。

○4番（桑原）考え方を言っているんですよ。

○議長（河野）暫時休憩します。交通整理をしないと。再開は追って連絡します。

~~~~~○~~~~~

午前 10 時 08 分 休憩

午前 10 時 22 分 再開

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（河野）休憩前に引き続きまして本会議を再開いたします。施政方針演説の続きを行います。まず、桑原君の質問に対して申し出がございますので、これを許します。桑原君。

○4 番（桑原）今の補正予算云々といったようなことの関係で誤解を招いたようなので、それじゃ、質問を改めます。14年度予算で今から審議をやるわけですが、その計上額に対して積算基礎が答えられないようなものがあり得るかどうか、そして、もしそうであれば、その根拠をお示し願いたいということです。

○議長（河野）町長。

○町長（加藤）桑原議員ご質問の初めの区画整理事業について、いましばらく時間をかけ、何を話し合うのかと、こういうご質問であったと思いますけれども、「守る会」の方々の不安や不信を解消したいと、こういう思いでございます。そのために粘り強く折衝を重ねれば、町の思いは必ず伝わると、こう考えておるわけでございます。そのためにこれからも努力してまいりたいと、こういうことでご答弁申し上げたわけでございます。

その他につきましては、各担当の方から答弁いたさせます。

○議長（河野）建設部長。

○建設部長（池の本）14年度予算編成に当たって、積算基礎が答えられないのかということでございますが、積算基礎についてはお答えできますけれども、個別のこうした用地交渉等にかかわる問題についてはお答えできないということでございます。

○議長（河野）企画部長。

○企画部長（中野）役場の庁舎移転の問題でございますが、これは以前の議会でも、町の考え方としましたら県の合同庁舎が有力候補ではないかということで今までお答えしています。

現在、なぜ施政方針にのせなかったかということにつきましては、合併の時期の問題、それから、連立事業そのものが若干遅れてまいりまして、具体的に来年度から用地買収に入るというふうな時期に差しかかっております。合同庁舎の方も、県税事務所の方は今もうあそこから出ておられますが、その他保健所等が入っておられまして、まだこの移転の時期も明確に定まっていないというふうな状況でございます。したがって、

連立事業を促進するためにも庁舎の移転というのは早い時期に移転をしなくちゃいけないという問題がありますけれども、さっきる申し述べましたような形で今後調整せにゃいかんようなことがまだまだたくさんあるということで、施政方針に今回のせなかったということでございます。

○議長（河野）区画整理事務所長。

○区画整理事務所長（永海）TMOの設立につきまして、施政方針にうたっていないではないかということでございますけれども、TMOの設立につきましてはこれまで商工会、あるいは商工会の成年部の方々等といろいろお話はさせていただいておりますけれども、その中身がなかなか全体としての広がりになってこないというふうなことで、当然努力はしていきますけれども、まだ今回そういうふうなTMOの設立につながるような動きになっていないというようなことで、施政方針の中にはうたっておりません。

○議長（河野）桑原君。

○4番（桑原）町長はご理解を得られるように話し合うとおっしゃるんですが、けど、今までやってこられたことに対して何ら反省なさっていないんですか。我々はやっぱりちゃんと納税をして、義務教育も受け、義務を果たしている町民なんです。それが一方的に破棄されて、覚書も破棄され、今までずっと一方的に来られたわけでしょう。それは事実でしょう。だれが見ても事実じゃないですか。もう今、実施条例までできているんですよ。これはもう既に町長マターですよ。町長の手のひらに入っていることです。それで、何をやられてももうしょうがないというような考えじゃ、それこそ千葉の空港の1坪運動じゃないですけども、最後に抵抗する我々の権利といたら反対するしかもう手がないじゃないですか。法律も強行規定ですからどうしようもないですわな。だから、何を話し合おうとなさっているのか。どんどん進められているじゃないですか。そういうことです。今までやってこられたことに対して不信と不安というんですか、もう何をか言わんやというのが窪町住民のあれですよ。本当のところを言って、町民であって何でこんな仕打ちを受けないといけないのかというのが実感です。いろいろ権利の申告とかでトラブルを起こしたり、それから、保健士ですか、保健所の方が突如あらわれたり、器物損壊罪みたいな変な事件が起きたり、そういうのが9月以降起きています。何でそんなことが起きるのかと。そういうようなことから見て、本当に町長マターであるのにどうして話し合いをするとおっしゃろうとしているのか、私はよくわからないんです。それがまず第1点。

それから、今の予算の積算が、個別的なものについては話せない、説明できないというような根拠を示してください。なぜそういうのが、判例か何かあるんですか。予算に計上したものの積算基礎が話せないなんて、ちょっと私は不勉強かどうか知りませんけれども、考えられません。

それから、庁舎移転の問題なんですけれども、14年度は書かれていないけれども、15年度ぐらいからはやるという、何かそういう考えがあるのかどうか。何かそんなニュアンスのようなことをおっしゃったですな。合併の時期がよくはっきりしないからというようにもおっしゃったし、やっぱり合併とリンクさせた考え方があるんですねという質問をしたんですから、それはリンクさせているというように解釈していいんですね。

それから、もう1点の中心市街地活性化事業、TMOじゃなくて中心市街地活性化事業についてはどう考えているんですか。これ、全然出ていないでしょう。TMOは中心市街地活性化事業を推進するための中核的な団体なんです。それは法の10条で任意規定になっているんですけれども、これを決めないことには進まないんですが、それをいつまでもぐずぐずやっていて、片方では本当に一番重要な事項は後回しにして、防犯灯がどうだの、そんなことばかりやっていたんでは中心市街地活性化事業、要するに町の活性化というのは図れないんじゃないかということで、なぜ施政方針に書かれないんだろうかという質問をしたわけです。以上です。

○議長（河野）町長。

○町長（加藤）区画整理事業の関係につきまして、今さら何を話すのかというようなご質問でございますが、そう言ってしまうえば何もないわけでございますけれども、我々としたらやはり「守る会」の皆さん方、また地元の皆さん方に不安や不信というのをまず解消していただくために粘り強く折衝を重ねれば、町の思いはまた必ずご理解いただけるんじゃないかと、こういうふうに考えておりますので、これからもそういうことで、できるだけ皆さんとお話しする機会を得たいと、このことに努力をしてまいりたいと、こういうふうに思っております。

○議長（河野）建設部長。

○建設部長（池の本）個別の情報についてでございますが、やはり個人の情報にかかわる分野については避けさせていただくと。しかし、積算基準についてはお示しできるというふうなところでございます。

○議長（河野）企画部長。

○企画部長（中野）庁舎問題でございますけれども、先ほど答えていると思うんですけれども、合併の時期の問題と当然リンクさせて考えております。

○議長（河野）区画整理事務所長。

○区画整理事務所長（永海）中心市街地活性化事業につきまして、施政方針に取り上げていないではないかということですが、中心市街地活性化事業はそれぞれ個別の事業を束ねたものを中心市街地活性化事業として位置づけておりますもので、今回の施政方針につきましては総合基本計画の流れに沿って整理をされておるものですから、それぞれの個々の施策の中に入っておると。

それから、TMOについてでございますが、TMOはまず町が定めております中心市街地活性化基本計画の中にあります中小小売商業高度化事業構想というのを、TMOをやろうとするものが構想をつくって、それを町長が認定をした場合にその機関がTMOとなるもので、本町の中心市街地活性化基本計画の中では、それは商工会として位置づけておりますから、なかなか商工会としての広がりになってこないということでご説明をさせていただきます。

○議長（河野）桑原君。

○4番（桑原）3回目ですから、もうあれですけれども、今、町長の粘り強く話し合いを続けたいというのはただおっしゃっているだけで、今までのやってこられたことに対して全くもう白々しいというのか、もうどうしようもないなというようにも思っているんです。だから、そういうことに対して、不都合だったからとか、とにかく話し合ってもらわないとというようなことで、その原因をつくったのは町長の行政行為にあるわけでしょう。もうどんどん一方的に進められて、今でも進んでいるわけですから。本当のところ、何を話し合うのかというのがちょっと戸惑うわけです。たびたび言うようですが、五、六年前ならまだいいですよ。もう事業決定もされ、実施条例が進んでいるのに、それで一方的にどんどん進めておりながら、話し合いをしますというのはちょっと常識外の話じゃないんですか。そう思われないうな、そういうのがどうもよく理解ができません。一般質問でも重複しては困るので、ここで申し上げておきますけれども、そういう考えなんです。窪町住民も、先ほど申しましたように、ちゃんとした町民なんです。税金を納めていないわけじゃないです。多額納税者もいます。やることはちゃんとやっておるんです。意見を述べても、この前の県の評議員会にも出て意見を述べましたよ。述べても聞こうとなさらないでしょう、皆。それは、強行規定だからしょうがない

いと思っているわけです、法が。だから、もう町長の判断次第ですよ。話し合ったら最後、それもまた逆利用されて、了解されたように思われても困りますからね。そういうことで、町長の今のご回答というのですか、それにはどうも納得できないというのが窪町住民の考えです。以上です。

○議長（河野）ほかにございませんか。岡田君。

○1番（岡田）1番、岡田です。2点お伺いいたします。まず、私は、今回の施政方針にある広島市との合併は住民の提唱ではなく、国から地方への財政支出の削減に打ち出されたものと考えます。今まで町の力で充足していたいろいろなサービスも、合併により目が行き届かなくなることも十分に考えられます。また、広島市という大きな都市との合併は、長い間の歴史や伝統のある海田町という町が消えてなくなるということです。今の県や国からの、上からの合併の押しつけではなく、海田町の住民の意思を無視したやり方ではないでしょうか。町長は今まで、合併は住民の総意や意思に従うと言ってこられてましたが、今回のこの施政方針にはそういうふうな言葉は一言もありませんでした。住民の意向はどのように調査されるおつもりか、お伺いいたします。

また、私たちは、合併するかどうかは住民が直接意思表示ができる住民投票が最善だと考えますが、いかがお考えでしょうか。

もう1点は、連続立体交差事業に関することで、平成13年度に事業認可を受けられるとの見通しが立ったとありますが、平成13年度末までにあと1カ月もありません。この事業は、海田町だけではなく、近隣市町村やJRとの関係があると思いますが、その辺が具体的にどうなっているのか、お考えをお示してください。

○議長（河野）町長。

○町長（加藤）岡田議員ご質問の合併問題についてでございますけれども、これはやはり町として、また私の方針、考え方として施政方針にも申し上げたところでございますが、それはあくまでも町主導ではないかと。住民の意思はどうするんだと、こういうご質問であったと、こういうふうに思いますけれども、これから町民の皆さん方の意見を聞く機会を十分に設けながら、また、議員の皆様のご意見が必要であることも、これはまた当然でございますけれども、手法としては、これからあるスケジュールをつくって、やはり町内へ出て皆さん方にこの合併についてのご理解をいただき、また、ご意見をいただきながらやってまいりたいと、それを反映してまいりたいと、こういうふうに考えておるわけで、住民の意思等を全く勘案せずに物を動かしていく、合併を進めていくとい

うことではございませんので、そういう面では、いろんな手法もありますけれども、校区とか自治会とか、あるいはまたそういう機会を得ながら理解を得る努力をしてみたい、そのご意見を反映させていきたいと、こういうふうに思います。

今考えております、まずスケジュール等につきましては担当者から答弁させますので、ご理解いただきたいと、このように思います。

それと、合併については合併特例法の手順に沿って事務を進めるべきでございます。議会制民主主義を軽視する可能性のある住民投票制度の導入については考えておりませんということを申し添えておきます。

○議長（河野）都市整備課長。

○都市整備課長（朝倉）連続立体交差事業の進捗状況でございますけれども、事業認可そのものは3月の下旬にはほぼおけるといってございまして、また、その前にあるJR協議、あるいは関係機関協議はすべて終わっておりまして、今後の予定とすれば、同じく3月の下旬には地元説明会に出てまいります。したがって、議長の方にもお願いを申し上げておりますけれども、その前に議会への説明といいますか、それも要望しておるところでございます。

○議長（河野）岡田君。

○1番（岡田）住民の方の意向云々かんぬん、いろいろな方法があると言われましたけれども、各種自治会とかいろいろな団体との懇談会といっても、やはり人数に制限があると思うんです。だから、やはり住民投票、今、府中やなんかでも盛んにああいうふうな格好でやられておりますけれども、住民投票が一番だと思いますけれども、何か町長さんは住民投票は絶対やらないんだというふうな考え方のようにずっと思われるんですけれども、なぜそんなに住民投票を避けられるのか、何か理由があるのか、ちょっとその辺をお伺いしたいんですけれども。

○議長（河野）町長。

○町長（加藤）特に避けるということではございませんけれども、議会制民主主義を軽視する可能性がある。議会の議員さんは、申すまでもなく、町民の信任負託を得られて議席を持っておられるわけでございますので、その上にまた住民投票ということになれば、議員さん方の立場にも影響があるかと、こういうふうなことも思いますし、今この住民投票を行いますということは、そういう考え方から導入を考えていないと、こういうふうに申し上げておるわけでございます。

○議長（河野）岡田君。

○1番（岡田）海田町という、物すごく長い歴史があるんですよね。昔は「開く」と書いて「かいた」と読んだと。そこからずっとあって、1つの町がなくなるということなんです。これは、ずっとここに長年住んでおられた方は大変なことだと思うんです。それで、広島市というか、どう考えても対等合併ではないんです。吸収合併であるわけです。片や100何万の政令指定都市と片や3万ぐらいの人口であると。これが対等合併ではなくて、何か今の、平成17年に特例法が切れると。今合併しなかったら特例債の恩恵を受けられないと。しかし、この特例債というのは10年は受けられるけれども、その特例債を返すのに地方交付金を何%か使ってもいいですよと、こういうふうな格好になっておるわけです。それが、そういうふうにして返していったら、二、三年はいいでしょうけれども、将来、地方財政そのものがたがたになるんじゃないかと、こういうふうな懸念もあるんです。だから、ただ合併特例法が切れると。今全国的に行われている、今やらなかったらどうもぐあいが悪い、財政的に行き詰まると。財政的に行き詰まるのは別に、今全国の自治体は大きいから大丈夫だというようなことはないんです。岡山県とか大阪でももう財政的に物すごく破綻を来しておると。広島市でもそうなんです。だから、じゃ、なぜ海田町はそんなにまでして財政が悪いのかと。そんなことはないと思うんです。だから、そんなに強引にというのか、そういうふうな県とか国の主導による、そういうふうな必要は全くないと思うんですけれども。まして住民投票はやらないと。議会は住民の代表だからと。やっぱりここは1つの自治体がなくなるかどうかという瀬戸際なんです。そのときに住民の総意を聞かなくて、じゃ、いつ聞くのかと。やはり私はそういうふうな思いがあるんです。だから、ぜひとも住民投票、これはどういうふうになるかわかりませんが、やはりそういうふうにした方がベストじゃないかと私は思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（河野）助役。

○助役（石原）町長がたびたびご答弁しているとおりでございますけれども、合併そのものが丸ごといいとか悪いとかという議論ではなくて、個別の内容についてこれから住民の方々の意見を聞き、議会と一体となって、どういうように進めていくべきかというのを協議してまいるわけでございますので、それらの中でいろんなご意見というのは承りながら対応策というのは出てくるのではないかとこのように考えております。

○議長（河野）ほかにございませんか。西田君。

○2番（西田）2番、西田でございます。5ページと6ページについてお聞きしたいと思
います。そこに掲げてありますように、地方分権の推進という形で国の方針が出てきて
まいっております。その地方分権に関して、私の思いであります、やはり地方自治が
役割を明確にし、自立していく。自分のまちづくりをどのようにしていくかということ
を考えていくのが基本的な精神ではないかと思っております。

そこで、具体的に質問をいたしますが、下から4行目のところに書いてありますが、
「広島市と合併に係る任意の協議会を設置し、将来のまちづくりや行政制度の取扱いな
どについて、事前に協議を始めてまいりたいと考えております」と、こういうように思
いを書かれております。次の6ページに移りまして、その任意協議会の「今後のスケジ
ュールを考えますと6月までには設置」したいという希望が出ております。時期的な問
題がここに明記されているわけなんです、基本的に、協議を行うに当たりまして、や
はり住民の方々の意見を十分尊重する、またはそういう吸い上げを、基本的には並行、
もしくは前倒しで実施された中でそういった具体的な協議というのは進めていくもの
ではないかと思えます。そこに書いてありますように、最後から3行目のところ、「また、
各種団体・自治会連合会等との懇談会や住民の皆様との意見交換会を開催し」というふ
うに書かれておるんですが、現実にはまだ開催されていないと思います。ここに時期的
なものが記載されていない、住民の方々との懇談をどういう時期に進めていくかとい
うことが記載されていないというところに、住民の意見を少し軽視された気持ちがあら
われているんじゃないかという気がありまして、やはり施政方針でありますので、協議
会の時期的な記載も当然ながら、住民との意見交換の時期の記載、またはどういう時期
に実施していくのかということはやはり明確にすべきではないかと思ひまして、ご質問
させていただきます。町長の答弁をお願いいたします。

○議長（河野）企画課長。

○企画課長（木原）実際のスケジュールの件でございますけれども、当初、9月、12月の
答弁では、9月ごろまでにはということでスケジュールを立てておりましたけれども、
今回、いろんなご意見をいただく期間を十分にとった方がいいだろうということで、任
意の協議会の設置をという希望を6月に前倒しをさせていただいておるところです。

議員ご指摘のその具体的なスケジュールというところにつきましては、またこれは一
般質問等でも出てくる事項ではありますけれども、4月終わりぐらいに冊子の印刷を終
え、それを5月ごろに配布し、それを受けて、5月、6月、7月で各種団体の懇談会及

び地域へ出での意見交換会を実施していく仮想のスケジュールを今一応立てております。ただ、今の小冊子なりの配布の時期等もありまして、現実には来年度予算の範囲に入るものですから、具体的な時期をそこであえなかったという部分もありますので、一応年度が明けて早い時期にという気持ちで書かせていただいておりますということでご承知いただければというふうに思います。

○議長（河野）ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）質問なしと認めます。以上で施政方針に対する質問を終結いたします。

この際、暫時休憩をいたします。配置がえがございますので。11時5分再開。

~~~~~○~~~~~

午前10時52分 休憩

午前11時05分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（河野）休憩前に引き続きまして本会議を再開いたします。

日程第2、一般質問を行います。質問の通告がありますので、受け付け順に順次発言を許します。13番、住吉君。

○13番（住吉）13番、住吉でございます。本日は2件のみ質問をいたします。まず最初は、工事請負費等の見積もりについて、見積もりが甘いということについて質問をいたします。最近の委託工事の見積もり額と落札額、すなわち契約金額の差が大きいものが目立ちます。これは見積もりがあまりにも甘いのではないかという判断をいたしまして、次の質問をいたします。

最初は、海田西小学校屋外環境整備工事であります。しつこい質問をいたしますけれども、何遍もこれは出していますけれども、12月の補正予算によりますと、工事請負費は3,799万6,000円と上げておられます。契約金額、すなわち業者の落札額は2,835万円でございます。964万6,000円の残が出ております。簡単にわかりやすく申しますと、大体280万で落札しておる工事について、1,000万に近い見積もりの3分の1以上の残が出ておるのであります。これはあまりにも甘いと言わざるを得ません。この見積もりの甘さが当然入札額をつり上げることにつながります。昨今の厳しい財政状況の中で厳に戒めなければならないことであり、慎重に取り組むべき重要な事項であると思います。この点を町長はどのようにお考えになっておるのか、お尋ねいたします。同時に、今後どの

ようにお取り組みになるのか、お尋ねをいたします。

2 番目は、海田小学校児童会室の改修工事費でございます。これも先月の議会で取り上げましたけれども、この工事費として2,650万円の予算を計上されておりますが、その面積は、坪数にいたしまして、坪数の方がわかりやすいから、今、社会の常識ですから坪数で換算しますと37.3坪でございます。この改修費の見積もり額は、単価にいたしまして71万445円となります。これは改修費ですよ。新しく建てるんじゃないんです。今あるものを改修するのに坪71万円余りも見積もっておるということでございます。ここでちょっと通告から外れるんですけども、この通告は2月7日に提出しておりますので、あれから1カ月たっております。その間に入札が行われておりまして、入札は2,465万5,000円で落札いたしております。これを坪単価に直しますと、大体66万円でございます。このプレハブのような建物を改修するのに坪当たり66万円で契約されておるということが私は納得できないのでございます。この建物は建築後20年を経過しております。恐らく、今度改築するときに見ればわかるんですが、基礎が腐りかけておるのではないかな、あるいは腐っておるのではないかなというような感じがいたすんです。昨日も申しましたが、最近の建て売り住宅あたりでは坪30万ぐらいで宣伝しておるところがでございます。そのことを考えれば、その倍もかけて改修をするわけです。新築ではありませんよ。改修をする。これはどういうことなのかと。この財政難の折にあまりにむだ遣いではないかというふうに考えます。むしろ新築をした方がよかったのではないかと。恐らくそういう反省があるのではないかと思うんですがね、町長。そこらのところを町長のお考えをお尋ねいたします。もしできることなら、よく設計変更したり金額の変更をしたりするわけですから、今から変更いたしまして改修を新築にしたらどうかというふうに思いますが、町長のお考えをお尋ねいたします。

それから、合併の決断と今後の取り組みについてということにつきまして、これはたくさん出ておりますから、私は簡単に申し上げます。私は10数年来、合併賛成の方向で、町長、早く決断しなさいと、町長の決断がないから町民の議論が盛り上がらないというふうなことを盛んに訴えてまいりましたけれども、町長は今回、週辺の町に先駆けて合併を決断され、公表をされましたことに対してはエールを送ります。つきましては、その合併の推進に当たって行うべきことについて二、三質問をいたします。先ほど助役さんの答弁の中で、住民の意見を聞いてというところで若干のニュアンスが違っているんじゃないかなという感じがしたんです。それは、合併するのかせんのかというふうな意

見を求めるんだというふうな答弁をされたように思うんですが、私はそうではないと思うんです。町長は既に合併を宣言しておられるわけですから、懇談会を開きながら、合併していきたいと思うけれども、合併にはこういう問題がある、ついでに了解してくれ、賛成してくれというふうなことを訴えていくのが今度の懇談会だろうと思うんです。するのคะせんのかじゃないんです。だから、そういう考え方でしっかり懇談会等を開いていただきたいと思います。

なお、議会でもあるとおり、若干の抵抗勢力はおりますので、それを排除して、極力多くの町民の意見をまとめて、多数の合意を得て持っていかなければ問題が起こると思います。特に最近、各地域で、広島県内でも4件ぐらい問題が上がっていますね。任意の協議会の中でも行き詰まっておるところがたくさんあります。そういうことのないようにしっかりやっていただきたいと思います。5、6、7ですか、やるというふうなことが先ほど答弁にありましたが、そんなことでは物足りない。もっと数多く、場所も多くしてやらないと、いざということになると、その場になって問題が起きてくると。反対勢力が非常に盛り返してくるというふうに思いますので、その点をしっかりやっていただきたいと思います。この点について町長のお考えをまずお伺いしたいと。

2番目に、合併を前提としてこれまで町長がいろいろ施策の中で訴えてこられましたことをこの2年ちょっとの間にしっかり実行しておくこと。できれば完成しておけば一番いいんですが、これができない場合はまず着工しておくこと。着工のできない場合は設計書だけでも完成しておくことというようなことが大切だろうと思うんです。それも、合併してからではちょっと無理かなというふうなものをピックアップいたしまして、しっかりやっておいていただきたいと思います。町長の施政方針の中にありましたものは、私は上げておりますけれども、そういうものは省いて、それは総合福祉センターの問題とか、あるいは今まで財政的に難しいなとおっしゃっておった総合スポーツセンターの問題とか、これらはその中に含んでおりますし、それはいいんですが、1つだけ抜けておるのが、私の質問に対して数回前の議会で、各小学校区ごとに老人集会所を建設していきたいんだということを述べておられます。これらもやっぱりあと数個でございますから、しっかりやっておいていただきたいと思います。そのほかもあると思いますが、一刻も早く取り組むことが重要であると思います。この点について町長のお考えをお尋ねいたします。終わります。

○議長（河野）町長。

○町長（加藤）住吉議員ご質問の２点につきましてでございますが、２点目につきまして
は私から、１点目につきましては教育委員会から答弁をいたします。

２点目でございます合併の決断と今後の取り組みについてのご質問にお答えいたします。
まず、その中の１点目の町民の合意を図るための取り組みについてでございますが、
先に施政方針で申し上げましたように、まず５月初旬に広島市との合併検討資料を全戸
へ配布をいたします。この資料を住民の皆様にも広島市との合併について考えていただ
く基礎資料として活用していただくとともに、各種団体との懇談会や住民の皆様との意
見交換会を持ちたいと考えております。また、学識経験者による懇話会を設置し、意見
交換会や懇談会等での意見を踏まえて、海田町の将来を見据えた議論を深めていただき
たいと考えております。

次に、２点目の例示されました総合福祉センターの建設につきましては、ご指摘のと
おり、合併までに建設すべき重要な事業として考えており、精力的に進めているところ
でございます。具体的にその状況ですが、老人福祉センターの隣接地を確保して、現在
の老人福祉センターの建替えと同時に、中高齢者の各種活動拠点、社会福祉協議会の中
心基地、さらに、公園と一体的活用を視野に入れた施設として建設したいと考えており
ます。

次に、老人集会所の建設計画でございますが、昨年度に策定いたしました総合基本計
画では、平成21年度までに小学校区を単位に施設整備を進めていくこととしております
が、当面13年度から15年度までの実施計画には建設計画及び財源確保等につきましては
計上しておりません。広島市との合併を視野に入れ、諸課題について検討を行っている
今日、先ほどにも申し上げましたように、今後の総合的な調整の中で十分に詰めていく
必要があるものと考えております。

最後の総合スポーツセンターの建設につきましては、これまで多くの議員の皆様から
ご要望のあったところでございますが、先般、その建設に向けて検討を進めるため、職
員によるプロジェクトチームを編成いたしました。新年度予算におきまして基本計画策
定の予算をお願いしており、今後、議会の皆さん方や住民の幅広いご意見をいただきな
がら、建設に向け検討を進めてまいります。

それでは、１点目につきましては教育委員会から答弁をさせますので、よろしくお願
いいたします。

○議長（河野）教育長。

○教育長（李木）工事請負等の見積もりについてのご質問第1点目の海田西小学校屋外教育環境整備工事の見積もりについてでございますが、この工事は文部科学省の国庫補助事業として補助金を受けて実施する事業でございます。したがって、会計検査の対象となるものでございます。したがって、設計に当たりましては公共工事の単価、歩掛かりを用い、適正に積算し、予算化したものでございます。落札額と設計金額とに開きがあることにつきましては、競争入札による市場競争の結果であるというふうに考えておるところです。

それから、2点目の海田西小学校留守家庭児童会室を建替える問題でございますが、これを建替えるべきじゃないかというご質問でございます。この事業は西コミュニティホームの新たな利用方策につきまして、地域住民の方々の参加をいただきながら、ご存じのように、検討した結果、経費的な面も考慮し、留守家庭児童会室に改修することとして予算化を図りまして、さきの議会において議決をいただいたものでございます。先般、この事業に対する国庫補助内示があったことから、入札を行いまして、請負業者も決定し、近々工事に着手する予定でございます。留守家庭児童会の充実は学校完全5日制における取り組みの1つとして位置づけておりまして、一日も早い完成を私どもは望んでいるところでございます。

○議長（河野）住吉君。

○13番（住吉）むだなことをしておるではないかということをおっしゃるんです。留守家庭児童会室の、これは有効なことで、決まった以上は一日も早くやってほしいと思います。ところが、今、周辺環境整備につきましては1,000万ぐらい安く落札をしておるわけですが、私は暇があるたびに行って見ております。非常に立派な工事をして丁寧にやっております。教育長、時には行って見ておられますか。すばらしい工事をしておるんです。安くてあれができるんです。ところが、そこにぽつんとかつてのコミュニティホームが残っております。それをのぞいてみたんですか。のぞいてみてください。中はがらんどうだからね。その改修といえば中の壁紙を張りかえるか、あるいは床を若干きれいにするぐらいだろうと思うんです。あと、ステージと玄関がありますがね、便所とか。それに坪66万円もかけて改修するというたらどういうことか。だれが見ても、常識的に考えて、高いと見えますよ。全く素人じゃないかと思うんです。素人じゃろうけど。66万ですよ。66万もかけるほどなら新築した方がいいのではないかというのを私は言っ

ておるんです。その反省が全然ない。昨日もちょっと申し上げたんですが、国の基準だから、県の基準だから高くていいというような考え方が大体誤っておる。町のお金を使う以上、町民の税金です。いかに安くやるかということを考えるのが正しい考え方じゃないんですか。だから、県あたりは市場調査をやっておるということを昨日申し上げたでしょう。国に聞いてみて、高くやったのが、私は調査しようと思いますが、国の関係で高いのを認めるというようなことはないと思うんです。何ぼ国の考え方、県の考え方、県はそう言うんですからね、市場調査をすると。

そこで、今のプレハブでもう腐りかけておるものを坪当たり66万かけて改修するんですが、昨日も申し上げたように、チラシあたりも市場調査の参考資料になると思う。ここへ常に出ておりますよ。「新築そっくりさん この仕様でこの価格 坪当たり20万以上」。最低は20万でできるんです。それより高くなるかもわからんですよ。写真で見ると、すばらしいものです。坪当たり20万でできる。それを3倍以上の66万で改修するんですよ、あなたは、教育長。3倍もかけて、これは税金のむだ遣いじゃありませんか。これは私がオンブズマンじゃったら取り上げます。それから、昨日も言いましたが、新築にしまして、ヒノキの家で、これはオール電化住宅、バリアフリー、それから一切そろっておって坪当たり42万ですよ、豪邸に近いものが。それを改修に、壁紙を張りかえたりカーペットを張りかえたり、屋根も直すとか言っていましたね。屋根を直さなきゃならんようなものをなぜ改修するんかと。それに66万かけるんですよ。そこらをよく反省していただきたいと思う。いっぱいあります。みんなそうです。改修は20万と書いてあります。それから、今の37. 何ぼの坪数じゃったらたくさんあります。新築で1,100万ぐらいです。それから、昨日申し上げたけれども、アイフルホーム、これは坂町にあるんですが、全国に170数個の支店を持っておる、ちゃんとした会社なんです。これは1,100万ぐらいでできると言うておるんです。坪数が同じで2階ですよ。1階にしたらもっと安いじゃろうと思うんです。やってみせますと言いますよ。行ってみて、そりゃ立派なもんです。昨日申し上げたけれども、60年保証すると。それを、何遍も言うてしつこいようなけど、坪当たり66万かけるのは何事かと。何を考えておるのかと言いたいんです。現場へ行って見てください、あれ。そんなことをするほどなら新築にきなさい。今さら新築にはできんのかな。設計変更して新築にすりゃいい。

それから、南小の分については、先ほど申しましたように、坪当たり73万ぐらいに見積もっておるんです。これは新築ですが、この新築も高いだろうと思う。この中にいっ

ばい専門家がおられるから、聞いてみたらわかると思う。総ヒノキの豪邸じゃないんですから。昨日も答弁がありましたけれども、軽量鉄骨なんです。これはプレハブに似たようなもの。設計書を見れば、中はがらんでしょう。境も何もないんだから、建具なんかは余り要らんでしょう。あっても1カ所。あとは、トイレと洗面所と湯沸かし所があるだけです。玄関がなければ入れんから、玄関はついておる。それに70何万見積もっておる。こういう高い見積もりをするから、業者の方はやっぱり高く入札しますよ。それをちゃんと予算書で公表しておるんだから、坪当たり70何万というのが業者にはわかっておるはずですよ。高い総額で3,500万とかわかっているんだから。先ほども用地買収の件で、知らされないとか言っておりましたが、こいつは公表しておるんですからね。今度、これが入札して出てきたときに、この西小の児童会室より安くなったりしたらどうするんですか。改修よりも今度は新しい方がやすく入札してきたら。返してもらえますか。そこらについて明確なご答弁をお願いします。しつこいほど言いましたけれども、お願いします。どうするのよ。

○議長（河野）教育部長。

○教育部長（山本）西小校区の留守家庭児童会、先般来より非常に高いというご指摘をいただいております。同じような答弁を繰り返すようになるわけでございますけれども、これは、国の国庫補助事業という中で適正な設計をしていくということで、現在とり得るのは公共の歩掛かり単価を利用せざるを得ないわけございまして、我々は適正な設計金額に基づいて予算を組んだというふうに考えております。今の周辺整備事業については非常に立派なということでお褒めの言葉をいただきまして、本当にありがたいんですけれども、そうした中で今の現況の建物を指摘されるわけなんですけれども、これも我々から言えば、周りの周辺整備に合わせたしっかりした建物に改修できるというふうに思っております。これも完成を見ていただきたいというふうには思います。

それから、一般の建て売り住宅との坪当たり単価で比較をされるわけなんですけれども、これにつきましては我々もチラシの中でそういったものを当然見ますけれども、その材質がどうであるとか、どういうふうな材料を使って、どういうふうな積算をしてという中身がわからない部分ございまして、それと比較をしていくというのは非常に難しいのではなかろうかというふうに思います。

それから、坪当たり単価入札で、金額を平米数で割りますと60数万円ということになるわけなんですけれども、実はこの施設につきましては、ご承知のように、地域にも開放して

いくということの中で、通常、一般住宅ではない設備が入っております。例えば音響設備等、これは150万程度になろうと思います。それから、広い部屋の空調設備ということでは二百二十万、あるいは出入り口、玄関を変えていく。その中には車いすに対応したようなスロープ、そういったものを取り入れていく、そういった工事費が約100万、中の暗幕カーテンとか、あるいは舞台のそで幕等、そういった金額を通常の場合から差引きますと、建物自体は約1,800万ぐらいの程度のもになってまいります。それを平米で割りますと、大体50万ちょっとというような金額でございまして、通常、増築、改築等についてはどうしても割高になるということであれば、そういったことを考え合わせますと、おっしゃるように極端に高いものではないんではなかろうかというふうには思っております。ぜひでき上がった姿を見ていただきたいというふうに思います。

○議長（河野）住吉君。

○13番（住吉）あまりにも言い訳が多過ぎる。いろんなものを差引いても、50万というのは高い。行って見てみなさい。プレハブなんじゃから。行ってみればわかる。一般住宅に比べてどんな立派なもんかといって、今あるものがそうです。それに一般住宅より立派なものをつくるんか。見ればわかる。何ぼ言っても、骨組みがそうなんだから。しかも、大体あんなものはプレハブだから、木造住宅は耐用年数は35年だろうと思うけれども、プレハブのようなものはもっと短いんじゃないかと思うけれども、20年以上経過しておるんですよ。今度改修するときに、ステージをつくるどころへ壁を落とすから、鉄骨じゃったら腐つとると思う。あそこは潮風が強いんじゃから。そういうことは、わたしは確認したいと思う。毎日でも行って確認する。工事内容も見る。その建物が坪50万で喜んでおるようなことではだめだ。一般住宅とは違うんだと。一般住宅の場合は中身の構造がわからない、材質もわからないというようなことをおっしゃるけれども、それはちゃんと説明しておるし、行って見たのかどうかと。私は行って見ておるんですよ。随所にモデル住宅があります。行って見ております。行って確認してきております。それが30数万というのは本当に安いと思う。びっくりして行ってみたんだけど、びっくりするようにやっぱり立派なものをつくっておる。それを改修に50万。66万けれども、あとの16万はそんな設備がかかると言うなら、あと50万だ。50万の価値のある改修をするのかどうか。これは、できてから今度はしつこく追及するけれども、責任を持つか。これはもう訴えてもいいと思う。こんなものはあんたらの見積もりの怠慢だよ。高い見積もりをするから、業者が高く入札するんだから。全然見積もりの努力をしていな

いと思うんです。国のかかわる公共工事だから国の単価でやらにゃいかんと。そんなことはあるもんか。これは、わし、国の機関に行って確認してくる。国も、それはそのとおりだと言わんと思うよ。高いことを見積もっておって。プレハブの改修に66万もかけた、これは立派な見積もりですというようなことを言うかな。それを自信を持って返答してくれ。国はそういうことを回答すると。そこらの関係をお願いします。

○議長（河野）教育部長。

○教育部長（山本）まず、1つお断りをしておかなければならないんですけれども、先ほど来、現在の建物がプレハブという表現をしていらっしゃるわけなんです、これにつきましては少々誤解があるようでございますので、プレハブではございません。現在ありますのは鉄骨平屋建ての木造住宅でございますので、その点はよろしくをお願いします。

それから、公共単価を使っていくということにつきましては、我々が仕事をしていく中で当然国庫補助事業としての適正な設計金額をはじき出していくということの中で、使う単価は公共事業による歩掛かりということが当然常識ということで我々は解釈をしております、そういったことで今回も設計を組ませていただいております。

それと、改修内容につきましては、先ほどるる申しました部分もありますけれども、屋根材、あるいはサッシ等、そういったことも大幅に改修を加えていくということもございまして、単なる細かい、小さい改修工事ではなく、言ってみれば、この施設の大規模改造ということになってまいりますので、その点をご理解いただきたいと思います。

保証するのか、責任を持つのかということでございますが、我々としては地域の皆さんといろいろ話をして、こういう施設をやっていく、そして、それに基づいて我々担当者の方でしっかり協議をしながら詰め上げていった施設でございますので、ぜひ立派なものにしていくという意気込みでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（河野）17番、中岡君。

○17番（中岡）17番、中岡です。3点質問をいたしますので、よろしくお願いをいたします。まず初めに、学校週5日制の問題であります。いよいよ4月から学校週5日制が始まりますが、教育委員会は全体的にどう取り組むのでしょうか。3月16日に「完全学校週5日制を前にして」との題で海田町教育フォーラムを実施されるようであります。学校、家庭、地域社会が子どもたちに生きる力をはぐくみ、健やかな成長を促すためのパネルディスカッションということになっておりますが、さて、どれほどの効果があるものなのか、教育委員会は何を期待しておられるのか、この際、明らかにしてもらいた

いと思います。

各学校でもそれぞれ保護者に対して、5日制について学校の思いを学校通信や学校便りで訴えておりますけれども、保護者がどれだけ真剣に受けとめておるのか疑問であります。私が南幸町の子ども会と話し合い、昨年7月に、5日制の実施に向けて地域で何をどう取り組めばいいのか、保護者の意見を聞こうとしましたけれども、集まったのは子ども会の役員だけで、全く5日制について無関心であることを思い知らされました。あれから6カ月が過ぎておりますので、その後、関心が少しは増えたかもしれませんが、最近の5日制に対する報道を見ると、文部科学省そのものが、というより教育関係の専門家の間で、5日制が本当にゆとりの教育を生むことができるのか、いかにして学力の向上を図るのか、学力の保証ができるのか、子どものリズムが崩れるなど、5日制に対して懸念を抱き始めております。特に私学においては、1日の授業時間を6時間から7時間にするとか、5日制を取り入れないとか、5日制は実施するが、土曜日の休日を補習の日として学校へ子どもたちを集めるなど、様々な取り組みを模索しているようであります。このような状況があらわれている5日制に対して町の教育委員会がどのように取り組むのか、3月16日のパネルディスカッションで事足りりとするのか、その後も何か計画があるのか、あれば具体的に明らかにされたいと思います。

地域で何かに取り組むにしても、学校と地域が一体とならなければ子どもも集まらないし、第一保護者が目を向けてくれません。これは例え話にはならないかも知れませんが、2月2日土曜日に海田町の老人クラブ連合会に対して南小学校から呼びかけがあり、お年寄りと1年生の交流ということで、今の子どもから見れば昔の遊びということになるのでしょうか、竹馬、リム回し、お手玉、こま回しなど、それぞれ手分けをして遊びましたけれども、私も参加をしてこま回しをして遊びましたけれども、先生の言うことはよく聞きますけれども、私の言うことなど馬耳東風、我関せず、自由奔放に目を輝かせてこまを回しておりました。生き生きとした目を見てみると、自由奔放に遊ぶことが毎日の生活の中でないのではないかとの思いを深くいたしました。その後、一緒にこまを回して遊んだ子どもからお礼の手紙をもらいましたけれども、どの子も「こま回しを教えてもらってありがとう」と書いてありました。このこと1つをとってみても、地域だけでなく、先生が地域に出向いてくる必要があるのではないでしょうか。家の中で自分の部屋に閉じこもり、1人で遊びに熱中する子どもの姿がありますけれども、そのような子どもを外に引っ張り出すことが必要ではないでしょうか。むしろ

保護者は、けががないから家の中の方がよいと思っているのではないのでしょうか。これでは、社会を見ることはできません。自治会の会議の中でもこの5日制が話題になったことはありません。教育委員会から自治会長会議に出向いてきて、5日制の問題とか、休日の過ごし方について協力を求めるようなことをする気持ちはありませんか。

また、休日が増えることによって、非行に走る子どもが増えるのではないかという心配もあります。特に目立つのが喫煙であります。それも、中学生で、私が今まで見て注意したのは海田中学校の子どもですけれども、下校時、数人のグループで下校途中、その中の1人がたばこを吸いながら歩いております。注意をすると逃げていきましたけれども、その次は、海田中学校の裏の出入り口、これは大立町寄りにありますけれども、学校から出て5メートルぐらい歩いたところでポケットからたばこを出して火をつけようとした子どもを見つけ、注意をいたしました。この子どもも走って逃げました。その3は、朝、学校へ行くのに恐らく友達を待っていたのだと思いますけれども、道路端に座り込んでたばこを吸っておりました。たばこを取り上げて、ポケットに持っているのなら出しなさいと言いましたら、これが最後の1本だと言って笑っておりました。ほかに、国際学院へ通学する子どもがたばこを吸いながら自転車で学校へ行っておるというのも見かけて注意をいたしました。これもたばこを取り上げましたけれども、また、同じく高校生が日中、自動販売機でたばこを購入しておりました。3人ほどおったんですけれども、そのうちの1人がたばこを買っておった。代金250円を出してたばこを取り上げておきましたけれども、また、夜の巡回では公園や店の前、コインランドリーの中、図書館の正門の付近、数人の子どもがたむろをして、たばこを吸ったり、サッカーボールをけったりして遊んでいるのを見かけ、注意をしても聞いてくれない。時には110番をして警察官に注意をしてもらったのも数回ありましたけれども、教育委員会は子どもの喫煙問題をどのように思っておられますか。私が今申し上げたのは例え話じゃないんです。実際にあったことなんです。お隣の府中町では喫煙問題を大きく取り上げておりましたけれども、海田町では喫煙問題を大きく取り上げる気持ちはありませんか。3月8日ですか、卒業式があります。この卒業式が終わると、今年も喫煙をしながら遊ぶ子どもが目立つことになると思います。5日制の取り組みや子どもの喫煙問題など、教育委員会の見解と町長の思いを聞かせていただきたいと思います。

2点目は、燃えるごみの収集についてであります。坂町に建設中の焼却場が12月に完成予定ということで、海田町内のごみ収集日に変更されることになっております。この

14年度の場合、祝日や休日の振り替えによる月曜日の休みが8日間もあります。これは、現実には4月29日と9月16日の連休になる月曜日はごみを集めるということであり、実質6日間ということになりますけれども、現在、休日にはごみの収集は行っておりませんが、どうしても月曜日の収集地区はごみを出す人が後を絶ちません。ステーションには次の収集日の木曜日まで放置されることになります。ステーションもほとんど歩道などが多く、付近住民の方が困っております。次の木曜日に出すよう書いて紙をつけておいても、一たん出したごみを持って帰る人はほとんどありません。特別収集ではありませんが、月曜日から金曜日まで、祝日や休日にかかわらず、燃えるごみの収集を実施してもらいたと思います、いかがですか。現在までは、土曜日の収集、環境センターは休みでも実施しておるわけですから、祝日や休日の収集はできるのではないかと思いますけれども、町長の見解を問うものであります。

3点目は、マイクロバスの運行についてであります。町が所有しているマイクロバスの運行についてでありますけれども、運行規程または内規がどのようなになっているのか。自治会には貸し出しはできないけれども、自治会連合会には貸し出す。それから、老人クラブには貸し出せないけれども、老人クラブ連合会には貸し出すということになっているようであります。これは昨年10月のネンリンピックのときのことでありますけれども、東区の体育館でクロリティーの全国大会が10月7日と8日に開催をされ、海田町から30数名が参加をすることになり、会場までのバスの運行を思いつき、高齢福祉課で相談をいたしました。私は、ネンリンピックは高齢者の大会であり、当然高齢福祉課で対応してもらえるものと思っておりましたけれども、それがだめで、海田町老人クラブ連合会の名前でマイクロバスの貸し出しということになりました。まとまって参加することになったわけであり、運転はシルバー人材センターにお願いをして、決められたとおりの料金を支払いました。また、南幸町自治会の福祉推進部の皆さんがエバグリーンホームへの慰問を計画いたしまして、16名が1月30日にエバグリーンホームを訪問いたしましたけれども、そのときも自治会には貸せない。社会福祉協議会へお願いをして、社会福祉協議会の活動として認めていただいてマイクロバスを出してもらいました。運転はシルバー人材センターへお願いをして、規定の料金を自治会が負担をいたしました。というような例がありますけれども、なぜ自治会や単位老人クラブに貸し出しをされないのか、まずお尋ねをしたいと思うんです。

次に、この問題でお尋ねをいたしますけれども、立派な総合公園が完成をいたしまし

たが、車の運転ができないと、なかなか公園に歩いて行くのは困難であります。特に、高齢者は簡単に公園を利用することができません。4月、桜の花の咲くころに公園でのお花見でにぎやかになると思いますけれども、簡単にマイクロバスが利用できれば便利がよいのにはお年寄りの声であります。マイクロバスの利用について、責任者がはっきりしていること、単位老人クラブや自治会で利用するとき、運転はシルバー人材センターに依頼をして、規定の料金を支払うことなど、条件が整っておればマイクロバスを利用することができるようにすべきであると思いますけれども、いかがでしょうか。海田公民館の前にマイクロバスをとめておりますけれども、恐らく利用日数の方がはるかに少ないのではありませんか。マイクロバスの運行について、町長の見解を問うものであります。以上、よろしくお願いをいたします。

○議長（河野）この際、暫時休憩をいたします。再開は13時。

~~~~~○~~~~~

午前 11 時 50 分 休憩

午後 1 時 00 分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（河野）休憩前に引き続きまして本会議を再開いたします。一般質問を続行いたします。中岡議員の質問に対する答弁から始めます。町長。

○町長（加藤）中岡議員ご質問の2点目、3点目につきましては私から、1点目につきましては教育委員会から答弁をいたします。

2点目でございます、燃えるごみの収集についてのご質問にお答えいたします。ご承知のように、本町では、原則、中6日以上収集間隔をあけないよう、今までも祝日や年末年始に特別収集を実施しておりますが、14年度からはさらに、月曜日の休日が2週連続するときは、どちらかの週の月曜日に特別収集し、対処することといたしました。収集日以外に出されましたごみの対処につきましては、まずごみ出しマナーを守っていただくことが大前提でございますが、多量に出されて、散乱して困るようなときには、連絡があれば処理に伺います。また、次の収集日まで待てない方への対処としましては、平日は午後4時まで、土曜日は11時30分まで環境センターへの直接搬入の受け入れを行っておりますので、こちらをご利用いただいたらと、このように考えております。

続きまして、マイクロバスの運行についてのご質問にお答えします。本町では、海田町庁用自動車管理規程を設けており、使用できるものとして、公務のため多数の人員を

輸送する必要があるとき、来客の用に供する場合において特に必要があるとき及びそれ以外に総務部長が特に認めたときと定めております。さらに内規で、海田町、海田町教育委員会の主催・共催する行事、及び町の関係団体である海田地区消防組合、海田町社会福祉協議会、海田町シルバー人材センター等の主催・共催する行事のために使用する場合と定めており、これを踏まえて使用許可をしております。この基準によりますと、現在のところ、自治会単位、老人クラブには貸し出せないこととなっております。条件を整えば貸し出しできないかについてでございますが、マイクロバスは町が主催する行事や災害時で大量に人員を輸送する手段として必要な公用車として位置づけております。使用状況は年々増加傾向にあることから、使用範囲の拡大は現在のところ考えておりません。

それでは、1点目につきましては教育委員会から答弁いたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（河野）教育長。

○教育長（李木）学校週5日制についてご答弁申し上げます。初めに、3月16日に実施予定の教育フォーラム開催の意図でございますが、毎週土曜日が休みとなります完全学校週5日制を前にいたしまして、ご指摘のような不安の声がありますことから、学校、家庭、地域社会において子どもたちが土曜日や日曜日を利用して生活体験や自然体験、あるいは文化・スポーツ活動など様々な活動や体験をすることによって生きる力をはぐくみ、健やかな成長を促すため、また、教育フォーラムを通して、保護者、家庭、地域の皆様方のご理解とご協力を得るために開催するものでございます。

次に、学校5日制への具体的な取り組みの計画でございますが、学校週5日制への具体的な取り組みについてこれから申し上げますが、これからの激しい変化が予想されます社会に生きていきます子どもたちの教育のあり方を考えましたときに、多くの知識の習得に偏りがちでありましたこれまでの学校教育の基調を転換し、みずから学び、みずから考える力などの生きる力の育成が重要であると考えられます。小・中学校におきましては、教育内容の厳選によりまして、共通に学ぶ知識の量は従来に比べまして減少いたしますが、ゆとりを持って、読んだり書いたり計算したりするなどの基礎基本をしっかり習得するようにいたしましたり、共通に学ぶべき内容は厳選をしたりいたしました。が、中学校では生徒が選択して学習できる幅をこれまで以上に拡大しております。これによりまして、学びたい児童・生徒はより発展的に学ぶことができますし、児童・生

徒の意欲的、主体的な学習がより活発に行われるようになりまして、中学校卒業時点における各教科の達成レベルは現行の水準を維持できるものというふうに考えておるところでございます。

また、地域だけでは子どもが集まらない、教育委員会や教員が地域に出向いて、休日の過ごし方について協力をする考えはないかということでございますが、子どもたちの家庭や地域における様々な体験の学習は、それぞれのご家庭なり地域の実態に応じて、創意を生かした特色のある取り組みをしていただくことが重要であると考えております。しかしながら、子どもが休日であっても十分に対応できないご家庭や地域に対しましては、町といたしまして、生涯学習の観点から公民館など社会教育施設の利用機会の拡大や学習機会の充実を図るとともに、子どもたちのニーズに応えられるような学びや体験の場を工夫しまして、確保に努めてまいりたいと、このように考えております。また、人材バンク等の活用という考えから、ボランティアとして教職員が地域に出向いて、体験等の学習の支援をすることも当然考えられるわけでございます。

次に、休みが増えることによる子どもの非行、特に喫煙の問題への取り組みでございますが、生徒指導上の基本的な考え方といたしましては、未成年の喫煙は法律で禁止されておりまして、絶対に許されないことであるということを児童・生徒に指導するという姿勢をとっておるところでございます。また、中学校では毎年、全校生徒を対象に薬物乱用防止教室というのを開催しておりまして、海田警察署から指導をいただいております。学校における指導に当たっては、みずからが社会の一員であるという自覚を深めさせ、校内外における望ましい生活のあり方や社会のルールを守ることの大切さ及び自己責任について理解をさせるなど、日常的な指導を徹底するとともに、喫煙を許さない集団をつくる意欲と行動力を育成することが大切であると、こういうふうに考えまして、学校指導に力を入れておるところでございます。ご指摘のような校外での問題行動につきましては、各学校で実施しております喫煙防止教室を家庭や地域と連携、協力しながら校外指導連盟、学校警察連絡協議会、青少年補導共助員などと連携をいたしまして校外指導を積極的に進めてまいりたいと、こういうふうに考えておるところでございます。

○議長（河野）中岡君。

○17番（中岡）再質問をいたします。まず、3月16日のフォーラム、これはやらんよりはやる方がいいと思いますし、積極的に取り組んでいただいておりますというふうには思いますけれども、問題は、地域でどれだけ考えておられるんだろうかということを申し上げ

げました。それはなぜかといいますと、先ほども申し上げましたけれども、私どもはそういったことに積極的に取り組んで、1年早目に何とかしようということで、昨年の8月8日に「小学校・中学校保護者の皆様へ」ということで、こういうチラシをつくってやったんですけれども、先ほど質問の中でも触れましたように、ほとんど保護者が集まらなかったと。今回のフォーラムについては、恐らくいろいろ動員態勢をとっておられるので、サンピア・アキが満員になるぐらいは多分参加者がおるのではないかと思いますけれども、むしろ私が一番問題にしたいのは、当日そこへ参加するような方は問題ないと思うんです。当日そこへ参加されない方などの対策をどうするのかということが非常に問題になろうかと思うんですけれども、ただそういうことをやったやったということで、花火を打ち上げるようなことだけで問題は解決しないということを申し上げたいわけなんです。ですから、そこら辺について答弁の中では全く触れておられないし、地域で創意工夫をして取り組む必要があるんだということを言われますけれども、地域で創意工夫をしてやってもなかなかそれが取り組めないから、例えば自治会長会議であるとか、地域のいろんな会合の中へ出てきて、先生の立場でいろいろ一緒になってやろうじゃないかという学校側のそういった対応が今まで全く見えないし、今まで何回も私は申し上げておりますけれども、南幸町の子ども会が総会をするときに、学校へも案内をなさいということで案内をしても、その地域の担当の先生が2人か3人おるはずなんですけれども、全く今まで一度も顔を見たことがない。これはもう十四、五年ずっと続いておるわけなんですけれども、そういう実態の中で、5日制が始まるからすぐそれが解消できるかというふうにはなかなか思えないわけなんです。ですから、そこら辺を、上辺だけの問題じゃなくして、もっと掘り下げた取り組みが必要ではないかというふうに思うわけなんですけれども、そこら辺が今のお答えの中でも、例えば教職員が地域に出向いて体験等の支援をすることも考えられますというような答弁をしておられるんです。言葉じりをつかまえるわけじゃないんですけれども、「考えられます」ということは全く考えていませんというのと同じことなんです。そこら辺がどうも、お答えを聞いておると消極的というか、いろいろ我々が気にすることはないよと、なるようにしかならんのかなというふうなふうにも、表現の仕方が悪いかもわかりませんが、そういうふうにしかなれないわけなんです。そこら辺をどう考えておられるのかです。

それから、喫煙の問題もいろいろ言われましたけれども、本当に、学校で全校生徒を対象にそういった教育をしておられるということは間違いのないことだろうと思うんで

すけれども、家庭や地域と連携、協力しながら、いわゆるいろんな団体……。いろんな団体を今言われましたけれども、そういった、例えば学校長であるとか警察の署長であるとか、上層部の方だけが集まって相談をしたのでは何にもならないということなんです。実際に地域で実践活動をしておられるような方を中心にした、いろんな問題提起をしていただかないと、実際問題として校長が動くわけでもないし、署長が動くわけでもないし、海田警察あたりはちょっと外れただけで、うちの担当じゃないというようなことで指導も何もしてくれないし、現実には、これも申し上げたことがあると思うんですけれども、朝の通学時間帯に交通指導をしておりますけれども、歩道の上に大きなボンゴをどんととめて、子どもがどっちを通っていいやらわからんような状態のときに、110番をして警察を呼んでのけてもらおうと思ったんですけれども、とうとうそのときには警察も来なかったわけです。そういう実態もあるわけです。もうちょっとそこら辺が具体的にどういう行動を起こしていくのかということを考えて、そのような形をとっていかないと、例えばこの子どもの喫煙の問題も解決しないだろうと思うし、今のお答えの中で家庭や地域と連携、協力しながらということと言われるけれども、例えば今の喫煙の問題で、家庭へは子どもが持って帰っておるかもわかりませんが、地域に対して海田中学校あたりからいろんな問題提起とか協力要請というのは一度も来たこともありませんし、どの地域へどういう形で協力要請をしておられるのか知りませんが。

もう一つ、最近の例ですけれども、これは喫煙問題じゃありませんけれども、2月ごろだったと思いますけれども、南小学校の子どもが痴漢に遭ったというような事件があったと思うんです。それも私は東地区の保護者から聞いたのであって、学校からはそういう話が全く情報としておりてきておりません。そういう問題1つをとってみても、南小学校は、学校は学校で5日制の問題にしてもそういったいろんな問題に真剣に取り組んではおられますけれども、最近になって、南小学校の学校通信というんですか、そういったものも「南小学校便り」というような形で月に1回、予定表のようなものがありてきますし、それを見ておると、5日制の問題についてもいろいろ学校サイドとしては保護者向けに学校の考え方というようなものも連絡はしておられるようなんですけれども、もう一つ保護者が動かない。保護者を動かすために3月16日にああいうことをやっただけでは解決しないよということを私は言いたいわけなんですけれども、掘り下げて、そういった問題児を抱えた保護者に対する考え方、どうすりゃいいのかとかいうことを掘り下げてお答え願いたいというのと、もう一つ、今のお答えの中で、学びたい子どもはより

発展的に、意欲的に、主体的に取り組んで、最終的には現行の水準が守られるだろうという、これはあくまでも希望的な観測であって、最近、特にこの5日制の問題が表面に出てから、これは3月4日の読売新聞ですけれども、専門家が非常に指摘をしております。時間が減るとか、それともう一つは、やっぱり問題は、公立高校は文部科学省の管轄ですから全部5日制を取り入れざるを得ないと思うんですけれども、私学がほとんどといいますか、50%以上取り組まない。特に大都市関係の私立高校というのは5日制を取り入れないというようなことがどんどん報道されておる。そういう報道を海田町の小学校や中学校の保護者が見て、どういうふうに思われるんだろうかというように思います。そういう心配をどういう形で解決するために保護者に訴えていくのかというようにすることも必要じゃないかと思うんです。それから、地域に対しても、これは中国新聞で先般4日間にわたって20日前後に連載をされているわけですが、地域でも困っておる。学校でも困っておる。先生も困っておる。心配があるというように、どんどん報道されておるわけで、それらに対して教育委員会がどういう手を打たれようとしておるのか。本当に学力は落ちないんだよという保証があるのかどうかです。もう一つ突っ込んだお考えをお聞かせ願いたいと思います。

それから、ごみの問題なんですけれども、今、町長がお答えになったように、どうしてもいけんときには連絡してくれたらとりに行くよと言われるんですけれども、それはありがたいんですけれども、それをやると出し得になってしまって、出した人が、我々が例えば紙に書いて、これはだめですよ、次の木曜日まで持って帰ってくださいという紙を張っても、とりに来んわけですから、それがいつの間になくなっていくということになると出し得で、別に問題ないじゃないかということになってしまうわけです。ですから、そういうことをなくするためにもぜひ、月曜日だけに言えば6日間だけですから、通常の収集をしていただきたいと思うわけです。

それと、特に南幸町は先般、今日持ってくる予定でちょっと持ってくるのを忘れてましたけれども、この間発行された広報の中に南幸町の山本さんという方が投稿をされておって、その中に、この地域のマナーが悪いのには驚いたというような、南幸町地域全体がそういったごみの問題でマナーが悪いんだというような受け取られ方をしがちな文章を掲載されて、非常に心外な気持ちがあるんですけれども、我々は我々で……。ああ、ここにありますね。「ここの地に引っ越して気になるのは、この地域でのごみの回収場所でのマナーの悪さです」というようなことを書かれて非常に迷惑しておるわけなんで

す。我々も黙って見ておるわけじゃないんです。回覧板を回すバインダーがあります。あれは、去年も各班に一部ずつということで新しいのをいただきました。広告を出されておる業者には申し訳ないんですけども、その全部に「決められた日にごみを出しましょう」ということで「ごみの出し方」、こういったものをつくって、それを全部バインダーに張って、回覧が回るときには嫌でもこういったものが目に入るような形の方法もとっておりますし、環境衛生部を中心にして一生懸命取り組んでおるんですけども、やっぱり見る人の目によったらマナーが非常に悪いんだというような書かれ方をして、その方がどれだけ協力しておられるんかというのは私はわかりませんから、それでもだめだということでああいうことを書かれたんじゃないかと思いますけれども、非常に困っておるわけなんです。ですから環境センターにお願いをするわけですけども、月曜日の収集について、6日間のことです。これは年間ですよ。月の6日じゃないんです。14年度は1年間で6日間ほど休日が入るので、その分も通常どおりごみの収集をしていただきたいということを一般質問でお願いをしておるわけですから、ひとつ住民サービス、ちょっと手を広げるという形になればできんことはないと思いますので、今でも土曜日、環境センターは、ごみを燃やさないけれども集めているという実態があります。そういうことを考えると、年間6日間のことですから実施できるんじゃないかと思いますが、環境センターの方の考え方をお聞かせ願いたいと思います。

それから、マイクロバスの件になるんですけども、今、町長のお答えの中では、団体、自治会、連合会とかいう話が出ましたけれども、海田町の老人クラブ連合会の名前が出なかったの、老人クラブ連合会には貸してもらえんのかなという気がしたんですけども、少なくとも、マイクロバスは年間何日運行するのかわかりませんけれども、そういう面で言えば、土・日の運行は多いかもわかりませんけれども、月曜日から金曜日までの運行は少ないんじゃないかと思うんです。あそこで、公民館の前へとまっておる日数の方が多いのではないかと思うんですけども、先ほど町長の答弁の中にあつたような団体とか来客とか公務とか、そういったものは当然優先をしなければなりませんけれども、それ以外にあいているときに、各自治会であるとか老人クラブであるとか子ども会であるとか、きちっと責任者のはっきりしておる団体について貸し出すことについては、私はやぶさかではないと思うんですけども、ひとつ、なぜそこまで踏み込めないのか。例えば過去にもそういうことで困ったという実例があれば出していただきたいと思いますが、恐らくそういう実例はないと思います。私も何回か、古い方の

バスのときにもお願いをしたことがありますし、この新しいバスについても何回か話をしたことがありますけれども、そういう公務とか来客とか、そういうものを押しのけてまで何とかということは言えるはずありませんし、言うたこともありませんが、なぜそういったきちっとした団体、自治会単位、老人クラブ単位、子ども会単位ということになろうかと思えますけれども、貸し出しができないのか、はっきりお答えを願いたいと思います。

○議長（河野）教育長。

○教育長（李木）学校5日制について何点かの再質問をいただいておりますが、まず私の方から2点答弁をさせていただき、引続いて部長の方から答弁をいたします。

まず、学校週5日制に向かつての地域や保護者へのアピールが十分ではないのではないかと。それから、学校の先生方の協力というのが非常に消極的な対応の仕方ではないかということでございますが、各学校におきましては、校長先生のいわば校長便りといひましようか、学校便りというようなもの、あるいは学校全体での学校便りというような広報、それから、場合によってはPTA広報というものもございますが、そういうものを通して、私どもの手元に、こういうものを出しましたというので入っておりますものにはかなりの学校週5日制の問題、それから学力問題等についてあわせて収録したものがたくさん出ております。先般、新聞にも載っておりますが、海田小学校のPTA広報誌が、中・四国における、これは毎日新聞でございましたが、その新聞コンクールの中で特別賞をとったと。その内容は、学校5日制を前にしての収録であったというようなことが載っておりますが、そういうような状況で、いろいろなアピールの仕方はいたしておるところでございます。先般の町の広報にも、この学校週5日制に向けてのボランティアバンクの作成ということで、ボランティアの方の募集をいたしておりますが、この月初めの公聴会におきましても、学校の先生方にまず率先をしてこのバンクに登録していただきたいというようなお願いも私どもはしておるところでございます、まだ細かい把握をしておりますから、先ほどのような答弁になったわけでございますが、そういう状況もございまして、決して学校、あるいは我々が傍観をしておることではございません。ご理解いただきたいと思います。

それから、学力問題について、果たして現状の学力が保証できるのかということでございますが、我々はあくまでも学力というものは、一応示されております指導要領に基づいて、それが達成されたかどうかというような見方でもって学力を見ていくわけでござ

ざいますが、とりわけこの新しい指導要領の実施に向けて、国もそうでございますが、広島県等が特に力を入れておりますのは、耳なれない言葉かも知れませんが、シラバスという言葉を使っております。シラバスというのは、これはいわば、評価基準まで明確にした指導計画でございます。その作成を各教科、各学年等に設定をするようにというような指導を受けております。現在、各小・中学校ともに、その評価基準の明記されました指導計画の作成に向けて懸命に努力しておるところでございます。そういう段階で、学習の状況に照らし合わせながら、子どもたちに十分その力が身についておるかどうかを評価しながら指導を進めていくと。足りないところは、いわば、先般来いろいろご意見が出ておりますが、ご提案もありましたが、少人数指導、チームティーチングを組んだり、あるいは少人数で子どもたちに当たっていったりというようなことでもってその成果を上げていこうというような計画をしておるところでございます、その中身につきましては、先ほど申し上げました広報誌等でも紹介をされ、あるいはその状況についてお知らせをしている段階もございます。教育委員会として、細かいところをやっておらないというところは問題がございますが、これは我々の反省点でございます。

それから、5日制に向かつての地域や自治会等へのお願いにつきましては、具体的には3月末に予定されております自治会長会連合会ですか、ここでもって、生涯学習にかかわります、学校5日制にかかわりますいろんな新たなメニューについてご紹介を申し上げ、活用いただくようなことをお願いしようと思っておるところでございますが、そういうふうな思いでおりますので、この点、ご理解いただきたいと思います。

○議長（河野） 教育部長。

○教育部長（山本） 3月16日に開きますフォーラム、ご指摘の中で、地域に非常に格差があるんじゃないかというご指摘でございました。確かにこの週5日制に伴う考え方の中で、対応の中でそれぞれ地域の思いに、所によりましては考え方が薄いというところもあるようでございます。今回のフォーラムにつきましては、先ほど教育長が申しました目的でやっていくわけなんです、まず各自治会長さんにはご案内を申し上げること、あるいはいろんな団体の方にお越しをいただくということでご案内をさせていただくことにしております。また、こうした中で、先ほど教育長が申しましたように、3月29日に自治会長会議が保健センターで行われる予定になっておりまして、こうした中で週5日制における地域の役割、地域でやっていただきたいこと、こういったことをお願いしていきたいというふうに思っております。

また、一番大事な、本当に参加をしていただきたい保護者の方の参加が得られんだろうということなのですが、まさに我々も一番心配しておるところでございます。ただ、とはいいいましても、一般論としてできるだけたくさんの方にこれからの地域、家庭、学校のあり方を聞いていただきたいということでフォーラムを開き、少しでも認識をいただければというふうに思っております。また、こうした保護者の方々につきましては、今後とも学校からは学校便り等を通じながら、週5日制における地域、家庭、保護者、そこらあたりへのお願い、あるいは引き続いて行政、我々の方もこうした広報等を通じまして周知といたしますか、お願いをしていきたいというふうに思っております。

それから、喫煙問題についてでございますが、具体的な施策は何か持っておるのかというご質問でございます。はっきり申しまして、残念ながらカンフル剤といたしますか、これというものがございません。今、ご質問にありましたように、地域の中でやはり注意をしていくということが必要であろうというふうに思っております。ただ、実際問題として、非常に残念なことではあるんですけれども、非常に声かけにくい。もう少し言葉を言いかえますと、怖いという部分が確かにあります。こうしたことをどう乗り越えていくかということの中で、今我々が検討して進めていかなければならないのは、そうした子どもたちに声かけられる雰囲気づくり、これを地域でやっていく必要があると。今まであいさつ運動とかいうようなことが表面的な状態の中で実施されたことは多々あるんですけれども、今後、これについて町全体での、自治会をはじめ、いろんな団体と本気で取り組んでいく必要があると。まず、あいさつ運動、それから声かけ運動というものを町のいろんな機関の合体の中で進めていき、そうすることの中で気軽にといいますか、子どもたちに声かけられる雰囲気づくりを今からつくっていく必要があるというふうに思います。少し時間がかかるかもわかりませんが、ぜひそれは進めていきたいというふうに思います。以上でございます。

○議長（河野）環境センター所長。

○環境センター所長（西本）祝日のごみ収集につきましてお答えいたします。まず、昨年6月議会で祝日のごみ収集につきましてご質問をいただきまして、その後、14年度のごみの収集日の決定に当たりましていろいろ検討してまいりましたが、先ほど町長の方でご答弁いたしましたとおり、祝日が2週続く場合、あるいは夏場の祝日のときには特別収集いたしますというふうにこちらの方で方針を決定いたしました。ただ、今年14年度につきましては、夏場の祝日は土曜日に当たりますので、収集には該当いたしません。

それで、先ほど議員さんの質問でもありましたけれども、8日あるうちの2日が月曜日の収集となるというふうな結果になりました。ただ、この12月以降、安芸クリーンセンターへの搬入が開始されますが、14年度に関しましてはこういった方針でいきたいと思いますが、15年度以降につきましては、この安芸クリーンセンターが4町での広域処理施設でございますので、これからの祝日収集につきましては、安芸クリーンセンター並びに他の自治体4町との協議の中で15年度以降の祝日収集につきましては検討していきたいと思います。

○議長（河野）総務課長。

○総務課長（上條）マイクロバスを、あいているときは広く貸し出してはというようなご質問でございますが、できるだけ便宜を図ってまいりたいとは思いますが、使用範囲を広げると、自治会や老人クラブのみでなく、町に関係あるすべての関係団体に貸し出すこととなりますし、このようなことをやりますとレンタカー的な使用となりますので、收拾がつかなくなる恐れがあるということ、また、本来の公用車として緊急時に使用しようとしても使用ができないことも起こり得ますので、貸し出しの範囲を現時点では広げるようなことは考えていないということでございます。

○議長（河野）中岡君。

○17番（中岡）まず、教育の問題ですけれども、現行の指導要領では1年間35週で約その倍、70時間というのは各教科が確保されておるんだと思うんですが、それが60時間になるという現実が、小学校はあるわけです。中学校の場合は、先ほどお話があったように、総合学習といいますか、そういった中でカバーができるというお話がありましたけれども、今、新学習指導要領そのものに専門家が疑問を抱いておるという報道が盛んになされるんですけれども、そういったものについて今の海田町の教育委員会は全然疑問に思わない。それで、今もお答えになったように、自信を持って子どもの学力低下はないんだということをはっきり断言できるかどうかです。それだけ自信が持てるんだろうかというような感じがして、それが心配なんですけれども。私どもはしょっちゅう学校へ行っているわけじゃありませんし、学校のいわゆる指導のあり方とか学力とか、そういったものはわかりません。わかりませんけれども、少なくとも、私が先ほども申し上げたように、1年生の子ども20人ぐらいと約2時間余りこまを回しながら遊んだ段階では、1年生ですからはっきりわかりませんけれども、先生の言うことはぱっと聞けるけれども我々の言うことは全く聞かないというような状況の中で本当に……。だから学

習ができるんだろうとは思うんですよ。学校の先生の言うことはよく聞くんだから。ただ、そういった子どもが地域へ帰ったときに、地域では全くもう同じです。我々の言うことを素直に聞いてくれません。ですから、地域と学校と、いろんなものをやるにしても、先生が1人来るだけで随分違うと思うんです。そういったことを積極的に取り組んでいただけるのかどうか、ちょっとやってもらいたいと思うんですけれども、そうすれば、例えば3月29日ですか、自治会長会議に出席をされていろんな要請をされるにしても取り組みやすいというふうにあると思うんですけれども、そこら辺をもう一度考えてもらいたい。

それから、環境センター、14年度から坂町の環境クリーンセンターが正式に稼働を始めた段階ではどうなるかわかりませんし、今の祝日もどんどん集めてくれるかもわからんし、集めんかもわからんし、これはどうなるかわからんわけですがけれども、少なくとも海田町では祝日も、月曜日から金曜日までは全部普通にゴミの収集をしておるよという実績をつくって、今度、環境クリーンセンターが正式に稼働するときには、海田町は今までこういう収集の仕方をしておったんだから、これを基準に考えてほしいというような話もできるんじゃないですか。それがないと、いわゆる住民サービスも滞って、例えば今海田町は、連休になるとときには、先ほど言いましたように、4月10何日と9月16日が連休になるから、その2日は月曜日、普通に収集しますよというお話がありましたけれども、それすらできなくなる可能性があるんです。今度、坂町の新しい環境クリーンセンターが稼働し始めたときに。だから、そういうことをなくして、少なくとも住民サービスの後退にならないようにするためには、今実施しておかないと、出るところへ出て話ができんじゃないですか。そのためにもぜひ、私が話をしているのは6日間のことなんです。今までは土曜日に収集しておったのが土曜日はなくなっただけなんです。13年度と同じように土曜日も収集し、また月曜日のそういった祝日も集めてくれというのなら、ちょっとこれはということはあるかもわかりませんが、土曜の収集がなくなって、月曜日の祝日は6日間だけなんです。それで、月曜日の収集地区が今回何カ所か増えていますから、その全体が助かるといいますか。今、電話があったら集めますよというお答えがあったけれども、祝日で環境センターはお休みで職員はおらんわけですよ、普通は。電話をして集めるのはだれが集めるのかということになります。それは明くる日になるわけです。だから、私が言っておるのは、6日間だから実績を海田町でつくって、安芸クリーンセンターが稼働しても、その住民サービスが後退しないような形をとって

いただかないと困るわけです。ですから、そのことを踏まえて、これはもう環境センターの所長の判断はそれ以上の判断はできないかもわかりませんので、町長にお願いしたいと思います。

それから、マイクロバスも、今あらゆる団体に貸し出すようになるのでレンタカーみたいな形になるというようなお話がありましたけれども、私は極端に言って、そういう形で住民が海田町のマイクロバスを利用してどんどん、例えば総合公園に行ったり、どこか日帰りのバスハイクに、29人しか乗れんわけですから、それ以上になるとだめですけども、29人以内でそのバスを利用するということになれば、これは個人にまで貸せということを言っているんじゃないんです。海田町のあらゆる団体が、責任者がはっきりして貸してくれと言うんだったら貸し出しをしてもいいじゃないですか。それが住民サービスじゃないんですか。公民館の前へずっととめておくのがええということ…。まあ、それは、バスは傷みはせんけれども。そこら辺はどうなんですか。だから、貸さないというんじゃないしに、それならもう十分住民の皆さんに、きちっとした団体に責任者がはっきりしておればフルに活用してもらいましょうと。ただし、公務とか来客とか、そういう予定がはっきりしておる場合には、これはそれを優先するんですよという、これは当たり前のことだろうと思うんですけども、この件も、総務課長が判断できないのであれば、町長なり助役が判断をしてお答えをいただきたいと思います。これは3回目ですから、あとは質問ができませんので、悔いが残るような、私がぐらぐらするようなお答えじゃなしに、すっきりするようなお答えをひとつお願いしたいと思います。

○議長（河野）教育長。

○教育長（李木）まず、再度のご質問の中で学習指導要領の拘束性の問題が1つございます。学者の皆さんの中には今度の学習指導要領が、今おっしゃるように、学力がつくのか心配だという声もありますし、これこそが本当のこれからの国際社会に向かった教育の方向であるというようなお考えをなさる方もあります。しかし、我々はこの学習指導要領というのは法的拘束力があるというふうにとらえておるわけでございまして、この指導要領に則して教育課程を編成していくというのが我々の務めでございます。これを町や学校で適当に解釈をしかえてするということは許されておられません。文部科学省から広島県に対して是正指導が参りましたのも、そういう部分があったからでございます。したがって、我々はそれを外すことはできませんので、一応この中で最大限の努力

をして期待に応える以外はないというような思いでございます。

それから、学校週5日制に向かって学校の教員の力がどれだけ活用できるのか明確にしろということでございますが、以前からも答弁の中に申し上げておりますが、中央教育審議会がこの学校5日制で期待しておりますことの3点がございまして、1つは、学校で教育はきちんとやるけれども、校外ではもっと自由に子どもたちをのびのびと生活させてくださいというのが教育審議会の願いの1つでございます。それから、もう一つは、家庭教育を復活して、生活上必要な礼儀であるとか、倫理観でありますとか、そういうようなものをもっと身につけるようにしましょうじゃないかというのが2つ目の期待感の大きなものでございます。そして、大きな柱の3つ目は、地域社会の教育を復活させて、様々な体験活動の中で子どもたちを育てていきましょと、こういう願いがあるわけです。それをしていきますためには、導入しました14年度当初、初年度はどうしてもいろいろな混乱もあるだろうと。それぞれの先生方も地域へ帰れば地域の1人の住人であるという視点から考えて、ボランティアとしてそれぞれ先生方の意思に基づいてご協力いただきたいということでもって、過渡期であるから先生方にも最大限のご協力をいただきたいというお願いを私どももしておりますし、それから、先ほど申し上げましたようなボランティアバンクへの登録もしていただいて、大いに願いに応じて活動していただくというようなことを考えておるわけでございまして、我々の方から、これに参加しろとか、これに加われとかというようなことが言えるような状況ではないということをご理解いただきたいと思います。

○議長（河野）福祉保健部長。

○福祉保健部長（富田）ごみ収集についての再質問にご答弁申し上げたいと思います。先ほど環境センター長の方が若干ご事情に触れましたけれども、現在、土曜の持ち込みについて受け付けております。これらを受け付けていくためには相当の人員態勢でもって人員確保、計量事務の処理や処分業務等がございまして、相当の人員確保が必要になってくるというのが現状であります。ご承知のとおり、広域ごみ安芸センターができますと、そこに参加をした4町がそれぞれの収集体制で、それぞれ違った収集の中でこれまで収集をしております。この安芸クリーンセンターを建設するに当たりまして、それぞれ安芸クリーンセンターをどう運転していくかということが、それぞれの4町の現状の収集体制の調整、それから、同時にダイオキシン対策としての機能でございますから、ダイオキシン対策の稼働効率、それから費用の問題等も含めて、これまで長い間協議が

なされてきたところで、今の広域体制では基本的な方針として土・日・祝については休みで、搬入できない可能性が非常に高くなっているのが実情です。そういうことの中で、もし安芸クリーンセンターに搬入ができないということになりますと、ご指摘のようなすべての祝日に町で収集をすると、生ごみを滞留する一時滞留ということが起こってまいります。ですから、そのしつらえをどうするかということが同時に起こってくるとい問題になる。そういうふうなことも含めて、非常に、今、中岡議員のおっしゃる地元のごみに対する意識、あるいはご要望というのは重々わかりながら、非常に我々の方も苦慮する面があるということを説明して、非常に気持ちのいいご答弁にならないかもわかりませんが、その辺のところは非常にあるということの事情もご賢察いただきたい。

それで、先ほど触れましたように、今後、稼働に向けて安芸クリーンセンターとさらにこのごみ、土・日・祝についてどうなのかということを協議を十分にしていく必要があるということで、あえて14年度につきましては、先ほど環境センター長の方が申し上げましたような、13年度より少し踏み込んだ体制で実施をさせていただきますけれども、15年度以降については、今のような問題も含めて、これから稼働までにある程度我々の方もいかなる稼働をしていくか、そこに莫大な費用が伴うならば、それはそれでまた考えていく必要があるというふうなことで、非常に、祝日収集の問題がその辺まで波及をしていくということで、気持ちのいいご答弁にならないかもわかりませんが、ひとつご理解をいただきたいと思います。

○議長（河野）助役。

○助役（石原）マイクロバスの運行についてのご質問でございますけれども、先ほど町長からご答弁申し上げましたように、町の庁用自動車管理規程を設けて、公務を遂行する目的でマイクロバスの運行をしておるわけでございまして、少なからず、そこで多少の弾力的な運用も考えられますけれども、じゃ、その公務という色彩を一体どこまで薄めていくのかというようなことにもなりかねません。例えば、自治会とか単位老人クラブのどういう目的、どういような計画にマイクロバスを運用するかというふうに考えたときに、そういうような形の活動に対して枠を設ける、制約を設けるというのは極めて困難な状況にあると思いますので、やはり乗り合いバスを運行する場合と違いますので、やはり庁用自動車の運行につきましては現在のような形での運行にならざるを得ないのではないかなというふうに考えております。

○議長（河野） 4 番、桑原君。

○ 4 番（桑原） 4 番、桑原でございます。本日は 4 問質問させていただきます。

第 1 問、教育問題についてでございます。その（１）新学習指導要領等が2002年度から実施されることに伴い、平成14年度海田町教育行政施策における同要領等の関連の新規施策の対応はいかがですか。これは12月の議会でも質問したわけですがけれども、取りまとめてご回答をお願いしたいと思います。

（２）今、県の教育委員会からいろいろと調査事項が、テレビ、新聞等を通じて発表されております。その中の 1 つでございますけれども、広島県内の公立中学校では、252 校あるわけですが、今年度 2 月期末現在の授業時間数において法定授業時間数を20時間以上下回っているものが44校に達していると、そういうことの報告が県教育委員会から行われました。これについて、海田町における実態と対応策はいかがですか。これについて補足しますと、これは中学校の 3 年生のみを対象にしたものであって、法定授業時間数というのは、当然ご案内かと思えますけれども、学校教育法38条を受けまして、教科を受けまして、施行規則54条の別表 2 で中学校の授業時間数が制定されているわけですがけれども、これを指しているものでございます。それと、20時間以上というのは、テレビでも言っていましたけれども、卒業式までに20時間以内だったらカバーできると。それ以上は、最悪のものは90時間以上欠けていたというようなことも言っていましたけれども、そういうものについて各教育委員会の方で把握しているので、そっちの方で聞いてくださいということだったものですから、質問しているわけです。

（３）これも広島県の教育委員会からの報告でございますけれども、広島県教育委員会は県内の全公立中学校において今年 4 月から、1 年生の国語、数学、英語の授業を 1 クラス30名以下の少人数指導を行うという方針を固めました。海田町における考え方及びその対策について問うものでございます。

第 2 問の合併問題についてでございます。町長は前12月定例議会及びマスコミ等で、合併について任期中に責任を全うする旨を明言されましたが、次の事項について町長の見解を問うものでございます。

（１）任期中に責任を全うするということは、任期中に合併を完了するということでございますか。

（２）昨年 の 9 月議会までは、合併特例法の有効期限を視野に入れるとともに、住民の意見を十分に反映させるべく、平成14年度に入って合併に係る学識経験者を中心とし

た懇談会の開催、自治会、商工会、各種団体の意見交換会の実施、住民からの意見聴取を含めるホームページの開設等により、住民の合併論議を高め、かつその意見を尊重しながら結論を出すと考えていると明言されております。しかるに、これら民意反映の方策が未整備でございました。こういう12月の段階で、信義則に反して結論を出されたのはなぜですか。これらに対する対応準備、3年間はかかるというように研修とか何かでいろいろと言われているんですけれども、ちょっと遅過ぎるんじゃないかという意味で、対応準備の遅れは職務怠慢ではないんでしょうかということでございます。

それを受けまして、（3）任期中の合併に関するタイムスケジュールを示されたい。

第3問、財政問題についてでございます。（1）厳しい経済・財政環境下において、財源確保の見通しについて問うものでございます。

①平成13年度予算における歳入徴収見込み額いかん。町税、地方交付税、国庫支出金及び町債の各歳入徴収見込み額についてはどのようなになっていますか。

②平成14年度歳入予算規模及びその財源確保の見通し、積算基礎、いかがですか。これについても町税、地方交付税、国庫支出金及び町債の各算定基礎はいかがですか。

（2）バランスシート、平成10年から12年度の内容について問うものでございます。

①道路や橋といった、売却し、換金することのできない、要するに借金のカタにならないものが大部分を占める有形固定資産の残額が多いこと自体が、必ずしも地域に対して有効なサービスを提供している証明にはならないと考えておりますけれども、いかがですか。

②資産を持つことによる責任や負担が、巨額投資を終えた時点から経常的な維持管理費だけになってしまうため、過小評価されることが考えられます。この事態を避けるために、減価償却費に関する資料をあわせ示すべきと考えますが、いかがですか。

③有形固定資産の大きさに比べれば、負債などちっぽけなもののように感じられるため、情報の受け手である住民に危機意識を伝えることができないのではないかと考えますけれども、いかがですか。

（3）ペイオフ対策について問うものでございます。本年4月から、ご承知のように、改正預金保険法の施行によりペイオフが解禁になります。預金リスクをいかに回避するかが国民的課題となっておりますが、自治体においていかなる対策が必要なのかについて問うものでございます。

①平成14年度対策。これは、定期と普通預金との関係について問うものでございます。

②平成15年度以降、これは両者合わせて、利息分も合わせて1,000万ということについてそのようなことになっておりますので、15年度以降についての対策を問うものでございます。

③ペイオフに係る財務内容の公開性についての考え方。これは、債権の拡大、運用というようなことについていろいろご苦労なさっていると思いますけれども、ペイオフ対策について施行したことのあかしというんですか、それを幾ら債権拡大に回したとか、そういうことの財務状況といいますか、その真実性を公開せざるを得ないということが今問題になっておるわけです。そういうことについて、海田町はどのように考えておられますかということでございます。

第4問、海田市駅南口区画整理事業等について。

(1) 昨年12月に、海田市駅南口区画整理事業に係る土地区画整理審議会委員の選挙事務が本年3月まで延期されましたが、当該選挙事務を含め、今後の事業の進め方はいかがですか。

(2) J R 立体交差事業の進捗状況及び今後の見通しいかん。

(3) 上記(1)(2)と密接な関係にある中心市街地活性化事業の進捗状況と今後の見通しはいかがですか。また、海田町における市街地整備推進機構、TMOの指定についての見通しはいかがですか。以上です。

○議長（河野）町長。

○町長（加藤）桑原議員ご質問の2点目、3点目の1番、2番、4点目につきましては私から、1点目につきましては教育委員会から、3点目の3番につきましては収入役から答弁をいたします。

合併問題についてのご質問にお答えをいたします。1点目のご質問の任期中に責任を全うするという意味につきましては、任期内に合併を完了したいという意味でございます。

2点目のご質問でございますが、施政方針で申し上げましたように、町が、そして住民が最も有利な合併を考えたとき、この時期に任意の協議会を設置し、広島市との合併によってどのようなまちづくりができるのかを検討していくことが最良であると考え、ご質問に対してお答えしたものでございます。任意協議会は合併に伴う事前協議の場であり、今後十分に住民の意見を参考にして協議することができると考えております。また、事務についても1月より町広報に合併の記事の掲載を行うとともに、2月には各種

団体の事務局との意見交換会を実施するなど、準備を進めております。

3点目の想定されますタイムスケジュールにつきましては、6月までには広島市へ任意の協議会設置の申し入れを行い、広島市と協議を行っていきたいと考えております。その後、具体的には広島市と協議する必要がありますが、この協議会での協議を終えた後、平成15年度には法定協議会での協議に進み、本町及び広島市それぞれの議会での合併議決、広島県への合併申請、県議会での議決を経て、総務大臣の告示により合併という流れになります。いずれにしましても、今後、任期中の合併に向け努力をいたしたいと思います。

続きまして、財政問題についてのご質問にお答えいたします。まず、1点目の財源確保の見通しについてでございますが、13年度予算の歳入の見込み額につきましては、総額では84億2,400万円と見込んでおります。そのうち、町税につきましては41億8,900万円、地方交付税では8億500万円、国庫支出金では5億1,300万円、町債では7億3,900万円と見込んでおります。

平成14年度歳入予算規模及びその財源確保の見通しにつきましては、歳入予算規模につきましては86億5,100万円として、その財源確保の見通しにつきましては、歳入の基幹をなす町税収入をはじめ、地方交付税や交付金が減額となるなど厳しい財政状況にあって、未利用地の売却促進、有効活用や、国、県の補助金制度を活用するとともに、財政調整基金、公共施設等整備基金などの繰り入れにより財源の確保を図ったところでございます。

次に、町税、地方交付税、国庫支出金及び町債の各算定基礎についてでございますが、町税のうち個人町民税につきましては、13年度課税状況調べの課税標準額を基礎として地方財政計画により対前年度比2%の減額で、法人町民税につきましては13年度の収入見込み額を基礎に、固定資産税につきましては対前年度比で、土地は下落修正により1.4%の減、家屋はマンションの新築分により5.8%の増で、償却資産の設備投資は設備投資の増とは見込めず、資産の減価分を考慮し8.3%の減として、軽自動車税につきましては、自家用4輪乗用車の伸びを前年度より80台増加すると見込み、6.3%の増で、町たばこ税につきましては、健康管理等による売り上げ本数が減少するものと見込み、13年度の収入見込み額を基礎にそれぞれ算定をしております。

次に、地方交付税につきましては、基準財政需要見込み額から基準財政収入見込み額を差引いた額に調整率を乗じたもので算定をすることとなっておりますが、14年度にお

きましては、事業費修正や段階補正の算定方法の見直しを行うとともに、13年度に引き続き計上経費及び投資的経費に係る基準財政需要額の一部を臨時財政対策債に振りかえる措置を講じることとしており、経常経費にあつては3.5%程度の減で、投資的経費にあつては42.2%程度の減で算定をしているところであります。

国庫支出金につきましては、事務事業のうち対象事業費に交付要綱等により定められた交付率を乗じたもので算定をいたしております。

次に、町債につきましては、起債対象事業費に充当率を乗じたものを算定基礎としております。その中で、福祉住宅整備資金貸付事業債は充当率100%で、消防施設整備事業債のうち小型動力ポンプ積載車整備事業、小型動力ポンプ整備事業に係るものにつきましては充当率95%で、消防施設整備事業債のうち前進基地局無線設置事業と消防庫建替え事業に係るものや道路整備事業につきましては充当率90%で、交通安全対策債、河川整備計画事業債及び水路整備事業債は充当率75%で、公園整備事業債は対象事業費から国庫補助部分を除いたものに対し充当率75%で、土地計画事業債も対象事業費から国庫補助分を除いたものに対し充当率55%で、また減額補てん債は恒久減税による減収見込み額に4分の1を乗じたもので算定をいたしております。

次に、臨時財政対策債につきましては、14年度の国の地方財政対策において、地方交付税の算定基礎数値である経常経費に係る企画振興費及びその他の諸費、並びに投資的経費に係るその他の土木費及びその他の諸費の単位費用が引き下げられることとなっており、基準財政需要額から臨時財政対策債への振替額は13年度のおおむね2.2倍程度になるものと見込まれております。この状況を踏まえ、県において県内の町村の見込み額の推計がなされ、県から指示された額でもって算定をしておるところでございます。

次に、2点目のバランスシートの内容についてでございますが、まず最初に、このたび本町において作成しましたバランスシートの手法につきましては、これまでも本会議においてご説明してきておりますとおり、平成12年3月に国から地方公共団体の総合的な財政分析に関する調査・研究会報告書が示され、試行的ながらもバランスシートの作成基準が統一され、本町におきましても、小規模な地方公共団体でも比較的容易に作成が可能である、全国統一の基準により他団体との比較が可能であるなどのことから、国の作成基準に従い、バランスシートを作成したところでございます。

ご質問の有形固定資産の残額が大きいこと自体が有効なサービスを提供している証明ではないとのご指摘であります。地方公共団体の有形固定資産は売却できない、換金

することができないから、有効なサービスを提供している証明にならないといった物の考え方ではなく、将来にわたり公共サービスを提供することができる価値としてとらえ、あらわしているものであります。

次に、資産の過小評価を避けるために減価償却費に関する資料を併記すべきではないかとのご質問でございますが、減価償却費にかかわる資料につきましては、資産の状況を住民にわかりやすく開示する観点から、決算書に添付される財産に関する調書などの内容を踏まえ、主な有形資産について附属書類の中で取得価格、減価償却累計額、残存価格などの情報を表示しているところであります。

次に、大きな有形固定資産と小さな負債の比較だけでは住民に危機意識を伝えることができないのではないかとのご質問であります。本来、地方公共団体のバランスシートは資産の状況とそれを形成するための財源の状況を明らかにする、経年での比較や他団体との比較による分析を行い、財政運営の参考資料とするということを主たる目的に作成されたもので、確かにバランスシートの有形固定資産と負債の比較だけでは財政の厳しい状況はわかりにくく、危機意識を伝えることが難しいということはお指摘のとおりかと思っております。そのために、予算・決算の状況を公表し、財政状況を明らかにすることとされているところであります。本町のバランスシートは国の基準により作成しておりますが、あくまでも試案というべきもので、今後、学会をはじめとした学識経験者などにより逐次さらなる改善が図られるものと思っております。本町におきましても、改善された基準により改訂をし、よりよいものにしてまいりたいと考えております。

続きまして、海田市駅南口土地区画整理事業についてのご質問にお答えします。まず、第1点目の今後の事業の進め方についてでございますが、仮換地指定に向けて減価補償金対応用地の買収や換地設計準備を行うとともに、町との話し合いに応じいただくよう引き続き折衝を行い、まちづくりについて前向きに話し合う場を一日も早く設け、事業に対する不安やご心配の解消を図るとともに、皆様からのご意見を事業に反映させるなどしてまいりたいと考えております。なお、土地区画整理審議会委員の選挙の時期につきましては、皆様との話し合いの状況を見ながら判断してまいりたいと考えております。

次に、第2点目のJR立体交差事業の進捗状況及び今後の見通しでございますが、さきの行政報告でもご報告申し上げましたように、現在、広島県では国土交通省地方整備局長に事業認可申請書を提出しておられ、年度内には事業認可をいただけるものと考え

ておられます。詳しい内容につきましては3月中旬をめどに日程を調整し、県の担当者をお招きして議員の皆さん方に説明をいただければと思っております。

次に、第3点目の中心市街地活性化事業についてでございますが、町中居住を推進するため、海田市駅南口土地区画整理事業区域内に広島県住宅供給公社による住宅建設の事業を誘致するための計画策定に取り組んでおります。区画整理事業や連続立体交差事業により移転を余儀なくされる借家人の方々のための住宅建設を進めるため、来年度基本計画策定に取り組む予定でございます。

次に、今後の見通しについてでございますが、中心市街地活性化基本計画に掲げている事業で未実施の事業につきましては、優先順位や商業活性化の進捗状況を見ながら事業化を図ってまいりたいと考えております。

また、TMOの設立についてでございますが、商工会青年部の方々と鋭意話し合いを行い、機運の情勢に努めておりますが、全体の動きとしてはつながってきていない状況であり、いましばらく時間がかかるものと考えております。

それでは、1点目につきましては教育委員会から、3点目の3番につきましては収入役から答弁をいたしますので、よろしくお願いします。

○議長（河野）教育長。

○教育長（李木）それでは、ご質問1点目の平成14年度海田町教育行政施策におきます新学習指導要領関連の新規施策の対応についてお答えをいたします。新学習指導要領は、ご承知のように、完全学校週5日制のもと、ゆとりの中で、生きる力を育成することを基本的なねらいとして改定されたものでございます。新規施策の対応でございますが、まず、基礎基本の確実な定着を図る教育の充実に努めるということでございます。そのためには、各教科の各単元及び各時間の到達目標を具体化し、評価基準を明確にする。先ほど中岡議員のご質問のときにシラバスという形でご説明いたしましたが、そのことでございますが、その評価基準を明確にするなど、年間指導計画及び評価計画の改善に努め、授業時数を確保することが重要であると考えております。また、読書タイムを設定し、読み聞かせボランティア等の活用も図りながら、町立図書館、町読書推進協議会との連携のもとに学校図書館活動の充実に努め、読書力の向上を図ってまいります。

次に、2点目としまして、個性を生かす教育の充実に向けて、自然体験やボランティア活動、職場体験等の体験学習の重視、それから、課題別グループ学習や選択学習及びチームティーチングなどの少人数指導等の指導方法の工夫、改善に努めてまいりたいと、

このように思っております。また、英語指導助手を活用した教育活動の推進によりまして、国際感覚豊かで人間性の豊かな子どもたちの育成に努めてまいりたいと思っております。

3点目といたしましては、各学校が創意工夫を生かし、特色ある学校づくりを進める教育の一環といたしまして、総合的な学習の時間や、中学校における選択授業の魅力ある授業づくりの充実に努めるということでございます。これらの授業では、地域の皆さんの人材を大いに活用いたしました授業が多く実施されるようになると思われませんが、人材バンクの整備及び学校と社会教育施設、商工会、地域との連携による体験活動推進の充実について指導及び支援をしてまいりたいと考えております。教育委員会といたしましては、以上のような施策の充実に向けて学校を指導・支援してまいりたいと考えております。

続きまして、ご質問2点目の授業時数の現状と時数確保への対応策についてでございます。今年度2学期末の授業時数の現状でございますが、海田中学校が1.1時間不足、99.9%の実施率でございます。海田西中学校が2.8時間不足、これが99.6%の実施率でございます。年間授業時数の確保は年度末までにはできる見通しでございます。授業時数の確保に向けまして、年間指導計画に基づき、定期的に授業時数の過不足を把握いたしまして、これは教務主任あたりが中心になって行っておるわけでございますが、調整をいたしますとともに、学校行事を精選するなどいたしまして、授業時数の確保に努めるように、各学校長を通して教職員へ指導の徹底を図ってまいりたいと考えております。

それから、ご質問3点目の中学校1年生における1クラス30名以下の少人数指導についてでございますが、これは県で先般公表されたことでございますが、まだ具体が見えておりませんけれども、1学級の生徒数が30人を超えます場合には、国語、数学、英語の授業のクラスをクラス分けをしまして30人以下の少人数指導を行うというものでございますが、一クラス一クラスについての対応というよりも、2クラス、あるいは3クラスをグループとして、それを分けていくというような構想のようでございます。現時点での平成14年度の両中学校1年生の生徒数は、海田中学校が189名、現在のところ想定されておまして、1クラス当たりの人数が37.8人、それから、海田西中学校の現在の想定は92名で、1クラス当たり30.7人ということになりまして、数字の上からいいますと、両中学校とも1学級30人以下の少人数指導の対象校となるということでございます。教育委員会といたしましては、どのようなことが実際に可能なのか、実現できるのかとい

うことを、県教委とも連携をとりながら、この施策に沿い、授業改善に向けて指導・支援をしてまいりたいと、こういうふうに考えております。

○議長（河野）収入役。

○収入役（正木）ペイオフ対策についてお答えいたします。第1点目の平成14年度の対策でございますが、まず、原本を割らない、いわゆる安全を最優先に考えてまいります。幸い、普通預金などの決済性の預金は向こう1年間、平成15年3月31日まで全額保護されておりますので、当面は基本的に普通預金、あるいは郵便貯金で対応してまいります。

次に、第2点目、15年度以降の対策でございますけれども、このペイオフ解禁ということにつきましては、我が国ではこれまで経験したことの無い、初めての事象でございます。長引く不況や経済不安もございまして、解禁以降何が起こるかわからないというのが大方の見方でございます。こういうこともございまして、平成14年度中、ペイオフ解禁後の金融情勢、あるいは国の動向等を見守りながら、15年度以降の具体的な対策については固めてまいりたいと考えております。

次に、第3点目のペイオフに係る財務の公開性でございますけれども、申すまでもなく、行政の透明性を高める意味からも、できる限り公開はしてまいりたいと、こういうふうに考えております。

○議長（河野）桑原君。

○4番（桑原）再質問をさせていただきます。教育問題についてですけれども、海田の場合、20時間以内に皆入っているわけですね。それで、県の教育委員会の話だと、校長の責任、校長の時間計画の設定が大きな原因になっているというような話なんですけれども、校長のそういう時間設定いかんだけによるものかどうか。ひどいのは、先ほど申し上げましたように90時間を超えて不足しているところもあるそうです。それで、今の20時間以内が大体5分の2、それで、あとの5分の2が時間を超えてやっていると。時間というのは、法定時間以上のことをやっているのが5分の2。44校が大体5分の1だというようなことに、今のところなっておるわけです。それで、原因が、今申し上げましたように、校長の時間計画の設定というのが校長自身の職務になっているので、そこがやっぱり問題だということで、90時間以上みたいなものは、20時間を超えるような校長は何か処分対象になったようなんですけれども。という話のようなんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

それと、県の教育委員会の方からいろいろと調査が来ていると思うんです。その中の

1 つに、学校関係の情報公開度というのですか。というのは、これも先月の25日にNHKテレビなんかでやっていました。県の教育委員会によりますと、平成12年5月に情報発信ガイドラインというのを、お聞きになっていると思うんですけども、その指針とか基本線というのを決められたそうです。その制定されて1年たったので、平成13年6月から9月にかけて調査結果を取りまとめたのが今回の調査結果だと25日に発表されたわけですけども、学校の特色ある取り組みやその成果についてはちゃんとやっていると。それから、児童・生徒の状況や活動についても、それから学校教育ビジョン、そういうものについては大体90%以上、高いのは96.2%。学校の特色云々というのは93.2%。学校教育ビジョンは91.6%。児童・生徒の状況や活動は96.2%で、90%を超えているんですけども、課題の項目としては、学校の運営状況については51.7%。職員会議の状況、これは19.5%しか出ていないということなんです。それで、これも教育委員会の方に聞いてもらえばわかるはずだからということで、もしこの場でわかれば、わからなければ後日でも結構ですから、回答をお願いしたいと思います。

それから、2番目の合併問題についてですけども、施政方針とかそういうことで質問いたしましたし、ダブる点があったんですけども、要は結論を出すのに、年が明けていろいろやった町民の意向を反映したものを尊重して結論を出しますとおっしゃっていたわけです。それが、そういうことをやらないまでに12月に唐突に、合併します、責任を全うしますとおっしゃったから、それはどういう理由でしょうかというのを今質問したんです。何か理由があったんでしょうかと。結論を出すということは、合併する、しないという、今まで議会で責任を全うするという結論を出されたのは12月の議会が初めてだったと思うんです。それは、9月までにおっしゃっていることとちょっと違うんじゃないですかということ。町長が合併するということだから、それは合併されるという意思で発表されたんだから、それで構いませんよ。でも、町民の意見を聞いて、それを尊重してやるとおっしゃったからには、そういう重大な発言をなさったからには、今までずっと9月までそういうことを言っておられたんだから、発言なさったことには責任を持ってもらわないと、地方自治の基本に触れるんじゃないかという感じがしているわけです。

それから、第3番目の財政問題についてですけども、いろいろ、総務文教委員会等で財政推計を勉強させていただいたわけです。それで、県とか広島市とか、その推計が規定の1%とか3%とか、規定されたものについて伸ばしているから、それは単なる架

空計算じゃないかということは12月の議会でも申し上げたんですけれども、そうではなくて、過去何年度からの実績を基軸として、それを分析した上で海田町独自の財政推計の方式を考えられる気持ちはないんでしょうかということのを再度お尋ねしたいと思います。

それから、バランスシートのことなんですけれども、ここの質問に掲げた3つの項目があります。これは、むしろ海田町の問題じゃないんです。今、バランスシートを全国的にやるように、これを行うことの経緯みたいな町長の話があったので、それはよくわかっているんですけれども、それで、今回のバランスシートがどういう点が問題になるかということのを、この3つの点は全国的に問題になっているんです。それはなぜかというと、バランスシートですから、資産と負債と、それから資本の代わりに純資産になっておるわけです、財産も。その3つになっているわけ。だから、経費とか利益の関係は全然ないんです。だけど、減価償却をすることは考えないといけない。それは費用とか収益の関係じゃないわけですから、それをバランスシートに反映させるために、減価償却費を載せないとおかしいんじゃないかというのは、これは共通の問題なんですから、それは載せないとおかしいんじゃないかということで質問したんですけれども、何かちょっと回答が歯切れが悪かったように思うので、その辺をもう一度お願いしたいと思います。要するにバランスシートというのは、ご承知のように、資産と負債と資本の3つしかないわけですからね。といって、実際は大きな投資をやった場合は、減価償却という大きな費用面がずっと減価償却という引当金みたいな格好で残っているわけです。それはバランスシートに出てこない。それをどういうふうにして町民の皆さんに納得してもらおうかということでは、それを載せないといけないんじゃないですかということなんです。

それともう一つ、そのいい例が、2月号にバランスシートが載っていますが、「バランスシートで見る海田の財政」というのが。それと、海田町のバランスシートというのは11年度と一般会計、これは町長の文章でもって13年9月5日に配布されたわけです。これで、このバランスシートはバランスシートだけであって、減価償却のことなんか出ていませんね。だけど、こっちの町会議員あてに配付してくださった資料にはちゃんと減価償却が出ていて、よくわかるようになっているんです。それは当然書かないと、何遍も言うように、本当の資産の評価というのがわからないわけです。それで、この「かいた広報」の中の広報誌の2月号の10ページの「バランスシートで見る町の財政」の一

番下の段に「町民1人当たりのバランスシート表」というのがあります。その中の11年度の欄の数値と、それから、今先ほど我々に配付して下さった、13年9月5日の海田町長の文章のついた海田町議会議員あての「13年度実施計画及び平成11年度バランスシートの配付について」という通知文書のついた海田町のバランスシート、11年度一般会計の15ページに、住民1人当たりのバランスシート中に11年度の欄の数値があるわけです。それが違っているわけです。これはどうして違っているのかということです。人口が違っているんだと思って、事実違っているんです、人口が。人口で全体を割り戻したんです。それでも、今度は全体が違っているんですよ。全体も人口だけの問題じゃないんです。そういうこと。せっかく重要なバランスシートを発表なさったんですから、そういう整合性を考えてやっていただきたいと。

それから、ペイオフ対策ですけれども、今まで従来からいろいろと通達、資料とか通知とか発されて、いろいろ対応にご苦労なさっていると思います。13年3月30日付の総務省の資料とか、地方公共団体におけるペイオフ解禁への対応方策研究会のまとめとか、それから、日近なものでは14年2月8日付の都道府県総務部長とか出納長、指定都市財政局長あてに総務省から、これは自治政策課長から出ているんですけれども、「ペイオフ解禁に向かっての地方公共団体の対応について」とか、いろいろ出ているんです。その中のどういうものについて海田町は、いろんな方策が出ている中で対応していこうと思っておられるのかというのを聞いたわけです。だから、今の債権の運用の拡大等もその1つですとそこに大きく書いていますけれども、いろいろございます。だから、その対応について何を重点に置いて対応していこうと思われるのかということをお聞きしたかったわけです。

最後の海田市駅南口土地区画整理事業についてですけれども、これはいろいろ施政方針とかで述べましたので、はしょって申し上げます。最近の公共事業とか、取り巻く諸環境が本当に見通しが立たないような厳しい現状にございます。全国的にもいろいろ区画整理事業なり開発事業をやっているところに変化があらわれてきているわけです。昨年の9月に、区画開発通信という出版社が今までの関係事例を取りまとめて整理したものが1冊の本になって出ております。これは22県51都市の53事例を数えておるわけですが、破綻に直面する区画再開発事業の事例資料ということで載っております。共通して言えることは、住民の理解、協力がなく、地価の低迷・下落、資金繰りというようなことがその破綻を招いた原因だということをはっきり言っています。その後始

末、だれが負担を行うのか、その解決策が緊急を要する課題となっているわけです。これに掲げられている以外に、去年の12月に福島県のいわき市の小川地区では区画整理事業を市から地権者に対して白紙撤回という通知も出されております。そういうようなことで、実際にやっている各地域の首長が、今の厳しい環境でとてもこれは遂行できないということで決断を迫られて、いろいろと今の53事例のようなことになっているんだと私は思っているわけですが、町長はそういうことについて、けさほど申し上げましたように、町長マターのことになっているわけですから、だから何らかの決断をすべきときに来ているんじゃないかと、そういうことだと思うんです。

それから、区画整理事業で、昨年の12月定例議会において成立しました一般会計補正予算の中の土木費で、項が都市計画費の目の駅前整備費、公有財産購入費、資料5の15ページですけれども、454万5,000円については旧後藤石油店跡地に対する開発公社への支払い分だという説明があったわけです。その質問に対してそういう回答があって、この点について二、三質問したいと思うんですけれども。

（「議長、一般質問から外れておるじゃない」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）と思います。一般質問からちょっと外れておらんのですか。

○4番（桑原）これは今、区画整理事業と関連していることだから言っているわけです。

旧後藤石油店の跡地についての所有権移転に関する売買経緯を登記簿で調べたわけです。そうしますと、平成12年3月16日に、要するに平成11年度ですよ。11年度に後藤フサ子さんから海田町土地開発公社に所有権移転が行われておりました、登記簿ではそれで、平成12年9月19日、売買により海田町土地開発公社から海田町に所有権移転が行われているわけ。それは平成12年度です。このことから、後藤石油店、土地開発公社、海田町との所有権移転は、登記簿上、平成12年9月19日をもって終了しているのに、この前の平成13年12月議会で予算を計上して支払われるということは、代金の決済がないのに公社から海田町に所有権移転が行われたことになるんじゃないかということです。もしそうであるなら、その根拠は何ですかということです。会計年度独立の原則との関係でどうなっておるのかということです。

それと、後藤石油店、土地開発公社、海田町間の代金の決済面から見ると、平成11年度から12年度、13年度、3カ年度にまたがっております。それで決済することになるわけですが、3カ年度の間の各契約者との財政・予算・会計事務の処理経緯がどのようになっているのか。それが1つ。

それから、大きな問題の２つ目。登記簿によりますと、後藤石油店と土地開発公社の所有権移転は、先ほど申し上げましたように、平成12年３月16日の売買によって行われたとみなされているわけです。これに対して、当該物件に対する根抵当の抵当権の抹消が12年３月30日になっているんです。根抵当権つきのまま土地開発公社は売買で所有権を移転したことになるわけ。これ、もしあれだったら大変なことになるでしょう。かかる危険な取引を行ったのはなぜなのか。損害が発生したとすれば賠償ものになるんじゃないですか、これ。以上の２点。

そして、この１件が、今申し上げた11年度と12年度のバランスシートにどのように計上されているんだらうかということなんです。海田町の所有権が、登記簿のそういうことの不明な点があるものだから、バランスシートではどのように計上されることになっているのか。以上です。

○議長（河野） 暫時休憩をします。

~~~~~○~~~~~

午後２時５５分 休憩

午後３時１３分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（河野） 休憩前に引き続きまして本会議を再開いたします。一般質問を続行します。

桑原議員の再質問に対する答弁から入りますが、先ほど再質問のときに、後藤石油跡地のことからバランスシートの方に影響しておるということは、私としては本来の質問から外れておると解釈しまして、行政に対して、この答弁をする必要はございませんということを申し伝えます。答弁からお願いします。教育長。

○教育長（李木） 中学校における時間不足の要因についてお尋ねでございますが、他市町の状況については報告を受けておりませんので、要因については承知しておりません。

２点目の情報公開にかかわりまして、情報公開ガイドラインに沿って、本町においても各学校について情報公開をお願いしておるわけでございますが、インターネットを活用したホームページ、それから学校通信、あるいは評議員制度の導入、それから、広島県が実施しております教育の日の制定にかかわります広島教育ウイークの学校公開の状況等々につきましてやっておるわけでございますが、職員会議等の中身が重々公開されておらないというようなことでございますが、これについては、いわば個人のプライバシーにかかわります中身がかなりございます。したがって、そこらの問題について

はすべてを情報公開できるような状況ではございませんので、そういうものは課内の状況の中で外されておるものもあろうかと思えます。いずれにいたしましても、県、あるいは国のガイドラインに従った情報公開に向けて今努力をしております、各校もその状況に対して応えてくれている状況だろうととらえております。

○議長（河野）収入役。

○収入役（正木）ペイオフについて、国、県等とか、通達、それから通知等を含めて、ご指摘のように、今年度は3通ぐらいが来たと思います。中身については、私だけに限らず、多くの自治体の収入役も首長も興味を持って見るわけですが、その中で、安全でかつ有利な運用という中での選択は何かということでございますけれども、紹介されておりますものは、先ほど私が申し上げましたもの以外については、国債であるとか、あるいは縁故債との相殺であるとかというようなものがございます。しかし、そういう中で本町としては、せっかく向こう1年間保障されておりますから、たちまちは1年の間、普通預金、あるいは郵便局の郵便貯金、これは郵便貯金の方は普通と定期と両方いけますので、ここらを考えております。ただ、金融機関と郵便貯金等の配分についてでございますが、これは歳計現金でなく基金の方になってまいります。ペイオフ解禁後に金融機関が破綻した場合は、保障はされておるとは申せ、破綻した直後にすぐ自由に本町の方へ返ってくるという保証はございません。大体、言われておりますのは、早くて1週間ぐらい、そうでない場合は1年ぐらいかかるんじゃないかというようなことが言われております。保障はされておりますけれども、キャッシュフローの面で相当なリスクがあるということで、普通預金、あるいは郵便貯金、定期を含めて考えておるということでございます。

○議長（河野）町長。

○町長（加藤）合併についてのご質問でございますけれども、合併についての方針を出したわけで、別段結論を出したわけではございません。方針を住民の方々、また諸団体に説明をし、意見を伺いながら相手方広島市との協議を進めなければ、具体的な合併後のまちづくりの判断ができないので、これを進めてまいり、最終的な結論を出してまいりたいと、このように考えております。

それと、土地区画整理事業についてでございますが、これは町長は決断すべきではないかということでございますが、町としての決断は、「守る会」の方々に町との話し合いに応じていただくよう引き続き折衝を行い、まちづくりについて前向きに話し合う場

を一日も早く設け、事業に対する不安やご心配の解消を図るとともに、皆様からのご意見を事業に反映させるなどしてまいりたいと、このように考えておることが決断でございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（河野）財政課長。

○財政課長（内田）財政推計についてのご質問でございます。これまでも本町の財政推計をするに当たりましては、県の指示に基づきまして、その資料をもとに一定の推計をしておりました。県の指示の中でも、各市町村の状況に応じて修正を加えながら、より市町村に合う推計をしろというふうな指示があったところであります。今後につきましては、これは議員ご指摘のことも踏まえながら、本町の現状により合った推計をしていきたいと考えております。

それと、2点目の減価償却の件でございますが、このたびバランスシートを作成しまして、その中で有形固定資産の情報も掲載を当然しておるわけなんです、その情報につきましても、当然ながら昭和44年以降の財産につきまして減価償却したものを載せております。ただ、広報等につきましては紙面の関係上、減価償却をした情報がどこどこというようなことはなかったものですから、そういう面でいろいろご不審な点があったとは思いますが、今後につきましては広報の掲載内容について十分検討したいと考えております。

また、数値が違うんじゃないかというご指摘でございます。これにつきましては、平成11年度のバランスシートを作成した段階から、現在既に一部基準等とり方が変わっております、このたび広報に掲載した内容につきましてはその新しい基準で掲載した関係で、若干一部数値が異なっておりますということでもあります。よろしくお願いします。

○議長（河野）桑原君。

○4番（桑原）余りもう時間がなくなったと思うんですけども、再々質問をいたします。今のバランスシートの話なんですけれども、何かそういうことの訂正というんですか。せっかくつくってもデータが全然違うし、割り戻しても全体が違ってくるわけです。だから、見る人は、初めてですから何らかの関心を持っているわけです。我々、せっかく説明してもらって、町民の方が「広報かいた」のあれと見ると中身が全然違ってきますから、誤った情報を流すことになるのは今後注意していただきたいというように思います。いずれにしても違っているわけですから。変化したというんだけど、あれはどちらでも3月31日付でなっているわけでしょう。だから、変化したというのはわかるんだ

けれども、どっちにしても、3月31日、途中だったら、それは変化したと言いますけれども、年度末で皆書いてあるわけですから、そういう点では注意をしていただきたいと思います。

それと、今、町長の方から話があったわけですがけれども、平成13年度の歳入予算見通しが84億2,400万、それから、14年度の今のが86億5,000万、歳入をそのように考えているとおっしゃったわけです。そうしますと、12年度の決算が83億9,900万だったんですよね。だから、84億と見て、13年度がほぼ同じだということになるかと思いますがけれども、それに対して14年度が86億と、2億上がっているんです。ずっと9、10、11、12を見ているとだんだんだんだんじり貧になって下がっているんですけれども。見通しだと言われるので、私も、ちょっと過大評価し過ぎじゃないかとか、そういうことを言えません。言えないんだけど、今の経済環境とか財政事情から見て、高くなるというのはちょっと考えにくいんですけれども、その辺は大丈夫なんでしょうかねという……。何とも言えませんけれども。今どこもかしこも皆こうでしょう。担当者が責任を持ってそうおっしゃるんでしたらあれですけれども、大変なことにならないように。見通しというので、だから、13年度の見込みは、私は何回も言うように、12月の議会でも申し上げたように、大変重要な見込みになるということなんです。14年度も15年度も、そういう歳入事情によって予算規模がいろいろ見通しが狂ってきますから。そういうことの意味で申し上げたわけです。この前も申し上げたように、3年度から10年間をとってみてもずっと下がっているんです。ここへ来て2億ぐらい上がるというのはちょっと不安な気がするので、今申し上げたんです。

それから、教育問題ですけれども、情報公開の話は、結論的にいって、今、県の教育委員会がパーセンテージをいろいろと言いましたね。それに海田町は大体似ているんですか。要するに、比率、公開度。学校の特色ある取り組み、児童・生徒の状況や活動、それから学校の教育方針、これらについては、先ほども申し上げたように90%以上になっているわけです。だけど、学校の運営状況、職員会議の状況というのは、職員会議なんか20%に達していないんです。これは県内の公立学校の平均なんです。それと、学校の運営状況も51.7%。それは広島県の教育委員会では課題になっているという話だったものですから、大体それに似たような公開度に海田町はなっているんでしょうか。今あれだったら後で結構ですから。以上です。

○議長（河野）企画部長。

○企画部長（中野） 予算の規模のご質問でございますが、本町の予算を組む場合には、ある大きな事業に取り組んだ場合には経年変化の中で突出した予算を組むことが当然ございまして、ある一定水準でずっと予算額が推移するというものではございません。先ほど町長の方から答弁しておりますが、今年度の予算の規模でございますが、確かに財政状況は厳しくなっております。予算の概要の中で歳入の概要をお示ししておりますが、町税とか交付税は下がってきているということで、確かに厳しい状況ではありますが、本町の場合はやはり、町長が施政方針の中で述べましたように、行政サービス水準を低下させたくない。それともう一つは、将来をにらんだ形で、前倒しでもって事業を今回予算計上させていただいたということで、財政の規模が大きくなっております。そのうち2億8,500万ほど13年度の当初予算より増えておりますけれども、そのうち約1億9,000万ほど財政調整基金を昨年度の額より増やして予算の財源に充てさせていただいております。本町の場合はある程度財政調整基金というものを結構基金に積んでおりまして、そういった形で年度間の財源調整ができたということでご理解いただきたいと思います。

○議長（河野） 教育長。

○教育長（李木） お尋ねの趣旨が十分把握できておりませんが、学校運営等にかかわります情報公開というのは、各小学校・中学校のホームページの中に学校運営計画とか、あるいは学校運営方針とか教育方針とかというような形でもってそれぞれ入れておりますから、これはいわば100%だろうと思います。それから、今の職員会議等につきましては、先ほど申し上げましたように、職員会議は大体月に1度は持つものでございますから、その都度その都度のすべてが公開されているとは私も言いがたい。と申しますのは、先ほど申し上げましたように、子どもの個別の状況にかかわりますものもございしますから。しかしながら、行事計画とか、そういうようなものにつきましては、各学校のホームページでありますとか、学校便りでありますとか、あるいはPTA新聞でありますとか、あるいは場合によってはいわゆる学校評議員等々の皆さんに公開をしているということはあるわけでございますので、これはどの程度の割合になっているかということをお細かに私もよう計算しておりませんので言えませんが、公開状況としてはそれぞれ100%やっておると私は考えております。

○議長（河野） 14番、山岡君。

○14番（山岡） 14番、山岡ですが、3点ほど質問をさせていただきます。最初に、合併

と町の現状についてをお願いいたします。広島県が示した市町村合併案に従い、海田町では住民の意見・要望等を聞く懇談会、説明会の開催もされず、合併を２年後と言われているが、現時点の合併への取り組み、体制はだれの目にも準備不足であり、結局中途半端で合併を迎えることになるかと危惧されています。今後どのように対応していこうとするのか、次の点を問うものでございます。

１、さきの12月議会でも質問しておりますが、大型事業の連立事業、区画整理事業の進捗状況について改めて具体的にお尋ねをいたします。

２、海田町の将来は合併問題を控えて何もかも中途半端に見えるが、具体的なビジョンはあるのか、いつ町民にそれを示されるのか、町民の意思はどのように反映するのかを問うものでございます。

次に３番目の、合併を控えての助役の進退をどうするのかということにつきましては、昨日の施政方針の中でありましたですか。これには、助役はもう３月いっぱい退任の申し出があったということなのですが、助役は続いて県の方からお願いするのかを問うものでございます。

４、職員は合併後の身分について心配をしておりますが、身分はどのようになるのか、どのように検討されるのかをお尋ねいたします。

次に、予算についてお尋ねをいたします。平成14年度の予算編成は、景気低迷が続く中で税収の伸びは望めず、海田町新総合基本計画の実施、合併に向けての計画変更などで今までと違った編成をされると思いますが、予算についてお尋ねをいたします。

１、合併に向けて特別の予算を組まれておりますが、機構改革等を含め、具体的に説明をお願いいたします。

次に、総合福祉センター建設計画でございますが、これは用地を隣地を買収してやるというふうに町長は言われましたが、その計画についてどのような、何年ごろにやるのかということについてお尋ねをいたします。

３点目としまして、学校５日制、先ほど来何回も学校問題があるわけですが、５日制に対する教育施設の活用を盛んにすると思いますが、新規事業の計画について問うものでございます。

次に、４点目でございますが、合併を控えての基金の財源不足に充てる取り崩しはどのように、どのくらいするのかをお尋ねいたします。

３点目としまして、雇用対策についてお尋ねをいたします。中小企業動向調査による

と、今後景気の回復する要因もなく、当分の間は失業は増える傾向にあります。国の補正予算緊急対策事業特別交付金が決定され、広島県も76億5,000万円が交付されました。55の事業に利用できる、これらの制度を海田町内の失業対策雇用推進に活用できないものか、次の点についてお尋ねをいたします。

1、海田町における雇用創出効果の協議を商工会とされているかをお尋ねいたします。

2、55の事業に適用するとあるが、その内容について具体的に問うものでございます。

3、失業対策雇用交付金について、海田町ではどのように検討されるのかを尋ねるものでございます。よろしくお願いします。

○議長（河野）町長。

○町長（加藤）山岡議員ご質問の1点目、2点目の1番、2番、3点目につきましては私から、2点目の3番につきましては教育委員会から答弁をいたします。

合併と町の現状についてのご質問にお答えします。まず、1点目の連立事業や区画整理事業の進捗状況についてでございますが、連続立体交差事業につきましては、行政報告や桑原議員の一般質問にお答えしたとおりでございます。土地区画整理事業につきましては、仮換地指定に向けた用地買収や換地設計準備を行うとともに、町との話し合いに応じていただくよう、地域の皆様と折衝を続けているところでございます。

次に、合併の中での大型事業の位置づけについてでございますが、土地区画整理事業や連続立体交差事業は本町における21世紀のまちづくりの根幹をなす事業であることから、広島市との合併ということになれば当然合併建設計画に盛り込み、合併後は広島市が事業を引き継ぐことになります。

次に、2点目の具体的ビジョンが町民に示されるのかとのご質問についてでございますが、来年度には各種団体との懇談会や住民意見交換会を開催し、住民の皆様の意見をお聞かせいただくとともに、合併に関する理解を深めていただきたいと考えております。平成14年度に予定しております任意の協議会で、この中での意見を踏まえながら議員の皆さんとともに広島市と協議していくことになるものと考えております。この協議が調い次第、速やかに住民の皆様にお示しをしまいたいと考えております。

次に、3点目の助役の進退についてでございますが、助役につきましては、県との覚書により派遣期間が平成14年3月31日までとなっております。したがって、4月1日には県へ復帰されます。後任の助役につきましては、今議会で選任同意について上程するよう準備を進めておりますので、よろしくお願いをいたします。

次に、4点目の合併後の職員の身分についてでございますが、合併を進めていく上で、職員の取り扱いについては重要な協議事項の1つになると考えております。今後、任意協議会が設置され、協議、調整していくこととなりますが、市町村の合併の特例に関する法律により、職員の身分、取り扱いについては引き続き合併市町村の職員としてその身分を保有するよう措置しなければならないと、規定をしております。その情報については職員に周知を行い、不安を解消するよう努力してまいります。

続きまして、予算についてのご質問にお答えします。まず、1点目の合併に向けての予算についてでございますが、来年度の合併に関する予算につきましては、広島市との任意協議会負担金をはじめとし、セミナーの開催経費、アンケート調査費、比較資料作成費、視察研修旅費などを計上し、予算案を提出させていただいております。また、合併に向けての組織につきましては、施政方針でも述べましたように、企画部に広域行政推進課を設置し、広島市との合併を推進する体制を整える予定としております。

次に、2点目の総合福祉センターの建設につきましては、住吉議員にご答弁申し上げたとおり、合併までの町の重要な施策として実現に向け進めております。基本的な施設の性格としましては、合併後の状況も考え、地区社協の中心基地としての福祉センターと考えており、現在、利用者の多い老人福祉センター機能をさらに拡充した施設として、さらに中・高齢者の健康づくりや公園との一体的な活用から、子育て家庭にも喜んでもらえるような施設として計画を進めたいと考えております。

次に、4点目の財政調整基金の財源不足に充てる取り崩し額についてでございますが、財政調整基金から4億5,387万3,000円を、公共施設等整備基金より2億5,000万円を取り崩すこととしております。

続きまして、雇用対策についてのご質問にお答えします。ご質問の交付金につきましては、広島県緊急雇用創出基金事業のことかと思っておりますので、それを踏まえてお答えをいたします。まず、1点目の商工会との協議の有無についてでございますが、この事業の補助金は市町村が独自に行う事業に対して交付されるものでございます。

次に、2点目の適用される事業についてでございますが、県の方から示されましたものは、国の奨励事業例として地域の保育士等を活用した子育て支援サービス事業等15の事業例が示されております。

次に、3点目のこの交付金の活用について海田町はどのように検討しているのかとのご質問でございますが、平成14年度予算案におきまして、税務課の固定資産の名寄せ帳、

課税台帳ファイリング事業及び福祉課の子育て支援事業を計上させていただいております。

それでは、2点目の3番につきましては教育委員会からご答弁を申し上げますので、どうぞよろしくお願いします。

○議長（河野）教育長。

○教育長（李木）学校完全週5日制による教育施設の新規事業計画についてお尋ねでございます。これまで学校週5日制対応事業といたしまして、公民館等の社会教育施設におきまして子ども向け講座の開設を実施してまいりましたが、平成14年度はこれまでの各種講座の拡充を図りますとともに、新たな事業といたしまして、公民館ではホール、体育館の開放や綿づくり講座、子ども・親子体験講座、実農体験教室、世代間交流事業など、親子が一緒に参加できる事業を念頭に置きながら、各種の事業を計画いたしております。また、今年度施設整備をいたしました子ども放送局の運用について、その充実を図ってまいりたいと考えております。また、ふるさと館におきましては、子ども会を対象にして、海田町の史跡をめぐる歴史探訪ツアー事業を実施いたします。各地域の子ども会活動への支援をこのようにして行ってまいりたいと思っております。また、小・中学校におきましては、児童・生徒や子ども会等を対象に各学校の図書室、調理室、図工室等の学校施設の開放を進めてまいりたいと思っております。

○議長（河野）山岡君。

○14番（山岡）それでは、再質問をさせていただきますが、今、町長から合併に対する問題で、今の答弁の中からいきますと、全然、広島市一本で吸収合併の方向で進んでおるというふうに解釈しておるわけですが、その中におきましても、先般、要望書というのを各自治会から出しておられるんですが、こういうふうな要望書は一般の住民にはわかっていない。自治会の総会でもせんと、これはわからないんですが、どのぐらい出て、これに合併に対する意見がどのぐらいあったか、どういうことがあったかということは広報で公開するべきではないかと思うんですが、その点について答弁をお願いします。

次の合併の問題で、先般の中国新聞の報道によりますと、安芸郡陸地の3町と協議をするということが12月14日の中国新聞に掲載がされておるんです。広島市の合併希望と、平成14年5月めどというのがはっきり出ておるわけですが、府中町以外の町長を訪ね、理解を求めると。何の理解を求められるのか。海田町が合併するのに坂や熊野に何の理解を求められるのか。合併に対する考え方が、町長が広島市と合併するんだということを明

言しておられる以上、どういう理解を求められるのか、その点についてお尋ねをしておきます。

次に、合併問題で、先般の２月、３月の広報誌で制度の比較とか、アンケート的なようにいろんなことを書いておられましたが、これ、我々は以前に合併の問題で平成７年か８年のときの資料しか議会の方にはいただいていたというふうに私は思っておるんです。今回の資料はなぜ広報に出すまでに我々議会の方にいただけなかったか。何か意図があったのか。合併特別委員会もできておるわけですから、なぜそれをされなかったか。いかにも議会軽視、町民にも全然それをばっと出されたことはちょっと理解に苦しむんですが、その点についてお願いいたします。

次に、職員に合併の研修会をされておるということを耳にするんですが、以前からいろいろ聞いていますと、海田町の場合は職員組合がないわけです。それに窓口はどこになるのか。ただ幹部職員を集めて話をされたり、職員を集めて各課でもいろいろとやっておられると思いますが、折衝をする場、まだ先よと言われたらそれまでなんですが、それだけ恐らく職員の方はかなり真剣にこの合併、今、町長がおっしゃった答弁からいけば非常に深刻に考えておられる。もうあと二、三年すれば定年になられる方は問題ないんですが、今30歳、40歳で、仕事の意気に燃えている方が迷うようなことじゃいけないと。そのためにどういうふうに職員に徹底するのかお尋ねをしてみたいと思います。

先ほどの連立の問題なんですけれども、連立問題も何年か前に説明会を公民館でやり、地域の方に説明をしておって、中間報告が全然ない。町民の方から、いつごろこれができるのか、いつごろ始まるのか、家の建替えとか改修とか立ち退きの問題とかを含めていろいろ相談を受けるんですが、現在、昨日の説明では事業認可が３月、年度内に来てすぐには買収にかかって説明会をしますと。そういうふうな状態をなぜ広報とか、皆さん方に中間報告でも、こういう状態ですということをされなかったか。その点についてお尋ねをしてみたいと思います。

区画整理の問題でも、昨日からいろいろ話が出ておりますけれども、人員をたくさん配置されて、はっきりとしたものが形ができていない。事業も計画も、期限と年度がはっきりできていない事業が、昨日からの答弁では町長みずからが率先してこの事業に真剣に取り組む。事業認可もできておるからということなんです、期限と、いつまでにと予算というのがない事業というのはいないんです。今現在の事情だったら、一般企業だったら一遍につぶれております。そういう取り組みが欠けておると思うんですが、今の

審議会でも去年の8月が3月に延ばした。そして、さっきの説明の中では保健婦に65歳以上の方のところへ回って見てもらったとか。まだ中が進展していないのに何で今さら保健婦が来るのか。これは町長、どういう考えで保健婦を65歳以上の方のところへ派遣されたかということについてお尋ねをいたします。

次に、合併時に要望する合併条件としての事業の検討も必要と思いますが、合併までの取り組みとして、町内にはまだ整備されていない水路、舗装・排水のない道が数多くありますが、平成14年度の予算にどのように反映されますか。取り組みの問題、今の基金の取り崩しの問題が、町長の説明では財政調整基金を取り崩したり、公共事業の基金を崩すと。私は、基金を全部使い果たしてもいいぐらい前倒しにして事業を率先されても、合併する気があるんだったら町民は一つも文句が言えないと思うんですが、その取り組みが、ただ言われるからするのか、そのままにされるのかわかりませんが、ちょっと思い切りがないというふうに思いますが、その点についてお尋ねをしてみたいと思います。

教育問題でございますが、昨日からずっといろいろ教育問題が出ておりますが、海田町の教育フォーラムというのをこういうふうに皆さんに配られてきました。この教育フォーラムは、定期的に過去に教育の勉強会や研修会をやっておられましたが、平成14年4月から学校5日制になるのは早くからわかっておるわけです。今、周知徹底するためにこういうふうな形でやられた。16日にやったら、この月の終わりの2週間ほどしたら完全実施なんです。泥棒を捕まえて縄をなうということわざがありますが、教育問題の取り組みが非常に生ぬるいと思います。先ほど来教育長の答弁を聞きますと、学校の本を読んでおるように、書いたものをつらつら読んで、教育は心の教育とか、生きる力、当たり前のことなんです。これは、人間が生きておる間は生きる力、心の教育というのは、しつけを含めても家庭でしなくちゃいけん、地域でしなくちゃいけんということはたくさんあるわけです。その準備とか、私は以前の一般質問でもしておりますが、学校の先生の家庭訪問の回数を増やせと以前にも言いました。この問題につきましてもはっきりとしたいい答弁がございましたが、今度学校5日制になって、冬休み、夏休み、春休みを含めたら、先生はかなりの、研修、研修といつも言われるんですが、休みがあるわけです。先ほど来、たばこの問題とか非行問題とかがあります。教育委員会が、私が聞こうとしている5日制に対する先生の取り組み方。地域のボランティアとか自治会とかいうのは必要です。しかし、教育委員会の指導する先生の取り組みが、例えば各

学期ごとに家庭訪問を実施するとか、地域のいろんな活動に先生が参加するとか、そういう考えがあるかないかをお尋ねいたします。

それから、商工会に対する雇用問題の件でお尋ねをしておるわけですが、この問題は、町長の今のお返事では商工会は関係ない。町の自治体に対しての雇用促進の対策費だというふうに受けとめたんですが、昨日も今日も8時ごろにNHKで「雇用を生み出せ ワークシェアリング」というのを放映しておりました。いかにして雇用対策を拡大して皆さんと一緒に地域の活性化をとということをねらっておられるんですが、パートの問題とか臨時採用の問題とか、行政としての取り組みが13都道府県で既に実施されておるということを聞いておりますが、この問題に対して役場の行政がどのような取り組みをされるかお尋ねしてみたいと思います。今一応それだけで質問します。

○議長（河野）町長。

○町長（加藤）3町になぜ広島市との合併について理解を求めなければならないのかと、こういうご質問でございますけれども、ご承知のように、消防にしる衛生管理組合にしる、また、今建設中の可燃ごみ処理場等々はやはりともにこれまで広域で行政をやっておる仲でございます。そういう中で海田の行動についてやはり、理解を求めるということよりも、それも儀礼的な、あるいは情報を伝えるというつもりであります。以上でございます。

○議長（河野）助役。

○助役（石原）本町には職員組合がございまして、特にこういう合併のどさくさに紛れて不遇な職員が出るのではないかという、まさに合併問題の表が建設計画であるとすれば、その裏側にあるものは、職員をいかにしてできるだけ職員の希望するような形で広島市へ身分を引き継ぐことかということでございます。具体的にこれまでも研修をする中で、これは合併問題に対する研修だけではなくて、町の職員としての必要なスキルといたしますか、そういうふうなものを得ていくためにいろんな研修をやっておりますけれども、そういうものを通して、これから個々の職員がどういうふうな形で自分を育てていきたい、成長させていきたいかということを今続けておりますので、そういう形で今年度の人事異動希望調書等にも具体的な意向が届いております。それから、任意協議会が立ち上がりますと当然個別に、個々の職員をどういうふうにするかということは総務部の方で十分に広島市の人事当局と議論していかなくてはなりませんので、それまでに我々がいかにそういう個人情報や蓄積し、町の方針を定めていくかというところが

今我々に問われているところでありまして、この点については十分認識した上で取り組んでまいりたいと思います。

○議長（河野）企画課長。

○企画課長（木原）続いて、合併の関係で自治会からの要望書でございますけれども、2個の自治会から要望が出ております。それから、広報1月・2月・3月号でございますけれども、議員各位が持っておられるデータにないものがこれで公表されているということでございますけれども、1月・2月号につきましては一般的な、現在海田町が取り巻かれております合併の状況を説明させていただいておりますけれども、3月号につきましては12年度の決算を使いまして今の財政比較をさせていただいている部分が、議員がお持ちの資料と若干差があるという点で、議員各位に配慮が足らなかったかなというふうに反省をしております。ただ、深く、内容につきましてはまだ整理段階のものが数多くありまして、現在、広島市と協議を進めながら、また、任協が立ち上がったときに早く資料が整理できる方法を今研究しながら各課へ調査を投げかけておるところで、まだ完全に取りまとまったものがあるわけではございません。それができたら、早急に特別委員会なり全協なりを開いていただいてご説明をさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（河野）企画部長。

○企画部長（中野）基金の繰り入れについてお答えいたします。将来を見越してやるのなら基金を思い切って使えというふうなお話だったろうと思いますけれども、予算の編成時期に合わせまして、要は総合基本計画の実施計画以外の事業をすべて洗い出しをいたしました。その中で、14年度に予算措置を講じて取り組んでいけるものについては14年度で予算を計上させていただいております。それから、それ以外のいわゆる前倒しすべき事業というものはまだございますけれども、それについては具体的な中身を整理したり、準備をする時間が必要なものもございます。そういうものについては15年度の予算の方で反映させていきたいというふうに進めております。

○議長（河野）都市整備課長。

○都市整備課長（朝倉）これまでなぜ広報で住民さん方にお知らせしなかったかということでございますけれども、中間的に経過報告等を広報で載せるべく県と協議をしてまいりましたがけれども、新たな情報といえますか、情報提供できるほどの内容がなかったということで現在に至ったというのが現在の状況でございます。結果的にはこういう状況

になりましたけれども、事業主体である県及び市につきましては、どれぐらいでできるかという期間がなかなか明確にならなかったということもありまして、今か今かという状態が結果的に2年かかってしまったというのが現状でございます。

○議長（河野）区画整理事務所長。

○区画整理事務所長（永海）今回、保健婦と一緒に戸別訪問をした理由でございますけれども、これまで我々は事業に対するご不安を解消するためにいろいろ戸別訪問をいたしましたけれども、やはり我々が行きますと相手の方も身構えられるというふうな部分があって、また事業の話かというようなことで、なかなか内面に立ち入ってまでお話ができなかったというふうなことで、やはり高齢者の方については健康面、あるいは精神面でご不安があるだろうと。保健婦と一緒に行って、そこらあたりから聞いていって事業の不安を解消していきたいというふうなことで、今回、65歳以上の方々の世帯について保健婦と一緒に回らせていただいたわけでございます。それで、成果といたしましては、やはり引っ越しの煩わしさであるとか仮住居の問題が特に大きいというふうなことで、来年度予算でそういうふうな仮住居としても使えるような住宅を町の方で建てていけるような計画づくりに策定していきたいということで考えております。以上でございます。

○議長（河野）総務課長。

○総務課長（上條）雇用問題についてのご質問でございます。海田町といたしましては、臨時でできる仕事については臨時職員に切りかえ、また、時間外勤務、これを削減しながら臨時職員の活用を図っていくというようなことで、ワークシェアリングに向けて取り組んでいこうと考えております。

○議長（河野）教育部長。

○教育部長（山本）教育関係の学校完全週5日制に伴う、まず1点目の教育フォーラム、事前になって開くという点についてのご質問でございますが、完全学校週5日制、これにつきましては数年前から段階的に進めてこられたものでございます。この4月1日からそれが完全に実施されるという中で、これまでも学校を通じながら、各保護者の方にこういった完全5日制に向けての事業実施についてはそういった通信等でお知らせをしてまいったところでございます。そうした中で、残念ながら、なかなかそれに対する盛り上がりといいますか、関心が薄かったというのも事実でございます。そうした中でいろんな分野の方の意見を発表するというところでシンポジウム形式で、できれば完全実施の直前の方が啓発に有効であろうということで実施をしております。これにつきまし

ては、この教育フォーラムがこの週5日制について全面的に問題解決の方策というふうには思っておりません。あくまで家庭、あるいは学校、地域にこの週5日制についての意識を啓発していくという思いで開くものでございます。また、よく学校、地域、家庭という、教育についてはこの3者が一体となって連携をしてやっていくんだと。あるいは、今回の週5日制については地域、家庭に子供たちを返すんですよというふうにお話をしておりますが、正直なところ、家庭にお返しをいたします。それを地域、あるいは学校一体となってやっていくということで、家庭の保護者の方に変わっていただきたい。子どもとの連携といいますか、つながり、そこらを我々は願っております、そういった意味で、先ほどの答弁の中で行政としての受け皿部分も、親子が参加できる、そういった事業、それを主体に考えております。先ほど来、それじゃ、地域についてはどういったことをやっていくのかということも当然考えていただく必要があるんですけども、親御さんたち、保護者、お母さん、お父さんに子どものつながりをもっと深く持つてもらいたいという思いでいっぱいでございます。

それから、もう1点の先生方の取り組みでございますが、完全週5日制で当然先生方は土曜日・日曜日はお休みになってまいります。そうした中で地域とどうかかわっていくか、子どもたちとどうかかわっていくかというご質問でございますけれども、これにつきましても、先ほど来教育長が申しましたように、こういう過渡期でございますので、できるだけ地域の要望にお応えできるように先生方をお願いし、指導してまいりたいというふうに思います。ただ、以前にも申し上げましたように、地域の行事等を事前にお話しいただいて、その中で先生方と協議をしながら参加をしていただけるようお願いをするということはしていきたいと思っております。ただ、将来的には、あくまで先生方も地域の一員でございますから、その地域の中で子どもを支援していく1人としてそういう活動に参加をしていただくということになろうかと思っております。また、海田町につきましても来年度、生涯学習の一環として人材バンク制度も設けてまいります。積極的にそういった人材バンクに登録をしていただいて、地域で活躍をしていただけるようお願いをしてまいりたいというふうに思います。

○議長（河野）山岡君。

○14番（山岡）広報誌で12年度の広島市の比較が議会へ示されていないんです。今、広報誌に出ておるのが。そこらを私は言いよるわけです。広報誌で平成12年度の広島市の比較というのが、議会の方へ一切なしにこれが載ったということを再確認して、そこら

の関係で、議会をほうっておいたようになったというふうに思っております。その点についてもう一度答弁をお願いします。

次に、教育フォーラムにつきましては、まず先に教育委員会にしますが、今回の教育フォーラムに参加をされる一般の方とか、我々にも参加要請というんですか、チラシが来ておりますが、それじゃ、学校の先生は果たしてどのぐらい行かれるのか。全員、招集がかかって行かれるのか、土曜日じゃけん一切それは関係なしで自主的に行くのか、その教育委員会からの要請はどのようにされておるか、お尋ねしてみたいと思います。

それから、学校の評議員ができて、いろいろと学校に協力をされて成果が出ておるわけですが、それらについて教育委員会の学校評議員会の成果なり取り組みを広報なんかでしっかり公表すべきじゃないかと思うんですが、その点、いかがなものかと思います。

それから、先ほどもありましたこのフォーラムが済んで、学校5日制に対しての地域の自治会長会議に出向いてこれを要望したり、お願いするというふうなことがあるんですが、全く、先ほど私が言ったように、29日にあって、1日から学校5日制になるんですね。とにかくその対応が物すごく鈍いわけです。それから、私の今回の質問の趣旨は、学校の休みの間にいかに地域なり教育者なり、皆さん方が子どもに対する関心を深めて、そして、先ほど教育長の答弁の中にあったように、海田の歴史を調べたり、海田の地域の探索をしたり、そういうことを課題に上げておるんですが、この5日制に対してただ呼びかけたりするだけか、学区、学校単位で、そういうふうな大きな団体として盛り上げてやるのか、この資料、教育長、しっかりいいものをつくっておられるんです。資料は何ぼでもできるんですよ。こういう散策の資料とか歴史というのは。中身が伴わんといけんということは、それだけ生徒、先生が本気で取り組んでもらわんと、何ぼいい資料をつくっても、これは絵にかいたもちなんです。これは本当に、コンサルになんか言ったら何ぼでもいいものをつくれますよ。ウオーキングをせい、どうせいと言うても、実際に1日かけてもいいから、海田町を生徒を連れて回るとか、それに先生が歴史とか海田町の現在のあり方を十分に徹底するような、地域に根づいた子どもの育成と申しますか、そういうことを私は、この5日制の取り組みに教育委員会がどのようなことをされるのかと思って期待をしておったんですが、今、通り一遍の返事では、正直言いました、5日制に対して不安を感じております。ですから、先ほど申しましたように、先生が率先して、各学期ごとに家庭訪問でも進んでやるとか、教育長はそういうことをでき

ないんですか。改めて質問をさせていただきます。

それから、合併の取り組みについて、今、中野部長から、基金の取り崩しというのがやっぱりあるということなんですが、町長の施政方針の中で2年のうちには合併するんだというはっきりした態度を表明しておられたら、今の財政基金と、ここにある海田町の基金の金額を出したら、約3分の1程度に、町長がさっき答弁された金額に相当するんです。そこらが、あと2年しかないなら2年で突っ込んでいいんじゃないかというふうな私は考えなんです。例えば今、当初予算のときに難しかったら、年度の途中でもそういう取り組みをされるのかどうか、この点についてお尋ねをしてみたいと思います。

次に、商工会が先般会議をされたりというのをちょっと聞きまして、いろいろ聞いてみたら、海田町の商工会の広域の合併の問題を含めて、海田町が年間約1,000万の補助を出しておられます。今度、市になったらどうなるんじゃないかと。市なんかに考えますと、こういうふうな補助金という形じゃないんですね。以前にも何回か一般質問でも出しましたように。海田町の商工会は合併に向け、対応準備を進めるということを町長はしておられるんです。それらに対して、海田町との話し合いとか、市はこうなんですよということの話し合いがほとんどなされていないんじゃないかと思うんです。新しい平成14年度の予算編成の前に、いずれ2年先、3年先には広島市と合併です。そうなりますと、商工会の補助金も、これは形が変わってきますよとか、先ほどちょっと私が言いましたように、雇用促進の問題で商工会とタイアップをして地域の振興とか、町長の施政方針の中にも商工会には支援をしまいと、こういうのがあるんですが、ある町なんかによりますと、ちょっと調べたところによると、例えば海田町に企業誘致する。そうした場合、商工会の方がまとめて、海田町内で調達できる企業は手を挙げなさいと。そして、町の方で、できたら町の活性化のためにいろんなものを町内の業者からやっていただこうというふうなことを商工会なんかがやっているんです。そういう実態もはっきりしていますが、過去に海田町商工会も活発にやっておられるんですが、そういうふうな企業誘致の問題とか、新しい店ができた場合に、そういうことを海田町の商工会はやられたか、それに対する行政の応援があったか、それらをちょっとお尋ねしてみたいと思います。

それから、先ほど、今の町広報の問題も含めて、ちょっと前後になりますけれども、合併に対する冊子が6月ごろに一応皆さんに配布されるというふうに聞いたんですが、以前にも海田町には、町長の施政方針の中にありましたように、荒木さん時代からいろ

んな施策を市の方から言ってこられて、対応されて議論をしておるというふうに出ておるんですが、今回はせっぱ詰まった時点で、以前の様子とかなり違っておるんです。議論ということは本当に皆さんで協議をされてやるのが議論になるわけですが、その議論が今まで、私は合併に対する議論は海田町でなかったというふうにしておるんですよ。皆さんの示された、以前に、あれは瀬尾さんですか、退職されて、理事で専門的におられたけれども、そのときに、2年間のうちに冊子を出された。しかし、町民の意見を聞いたり、皆さんにきちとした方針を示さずに今日まで来ておるわけですが、今回の合併の、今、冊子にはどんなことを書いてあるか、楽しみに見るわけですが、相手は広島市という取り組みをはっきり示してこの冊子を編集されたかどうか、その点についてお尋ねしてみたいと思います。以上、お願いします。

○議長（河野）企画部長。

○企画部長（中野）現在、合併に関する広報の記載でございますが、そういう指摘でございます。今後はそういうことのないように、4月号から事前に少しでも早くお渡ししていききたいというふうに考えております。

それから、基金の取り崩しでございますが、先ほど答弁申し上げましたとおり、14年・15年の予算編成で考えておりまして、14年度に、要は比較的取りかかりやすいものについては予算計上しているということでございます。今後は、仮称でございますが、総合スポーツセンターの関係、それから、老人福祉センターの建替え等、具体的な用地の問題、それから、建物の事業費の問題というのが出てくると思います。それにつきましては、予算措置を講ずることができる範囲の中でまた検討して出していききたいというふうに考えております。

○議長（河野）助役。

○助役（石原）商工会と町との関係ということでございますけれども、ご質問にありましたように、我々が町から1,000万という補助を出しているわけですから、過去、それに見合う活動があったということは事実であると思います。しかし、前回の12月の議会でしたか、確か3,000万のコンピュータといいますか、ネットワークシステムをつくるからという話がございまして、昨年2月に議会があるときに、議会直前になってきて、3,000万のうち1,000万、町に補助してくれと、1回ほどそういうようなお話があつて、具体的に商工会でどういうことをお考えになって、会員の方たちがどういう理解を示されて、それが商工会の活動にどう影響を与えるかというようなことをご質問したわけですから

ども、そういうことはお答えがなくて、ただ金を出せというような、端的に言えば、そういう雑っぽいお言葉ではございませんでしたが。それと、この1月にもエコマネーの関係で国の助成制度があるようなので、町の方へ話をしに行きたいというふうなことがございました。既にそのときには予算の査定もほぼ終わりにかかっている時期でございまして、そのときに、私に会いたいということでしたけれども、ちょうどその時間帯に他の用が入っておりましたので、私は会えないというふうにご回答しましたら、当の責任者が来られずに若い職員を派遣されて、それらしい話があったというぐらいのところでございまして、商工会も独立して活動しておられる組織でございますので、町がどの程度関与するかということを考える前に、商工会の方が我々に対してどういうように、何を思って何を活動されたいかというようなことも、やはりそういう認識を持ってやっていただければ、我々もより多く手を貸し、支援することができるだろうと思います。

それから、商工会の個別の話ではございませんけれども、今年度特産品を開発するというので140万でしたか、170万でしたか、予算を組んで、これは商工会の婦人部、青年部の方にご参加いただいて、今それが少しずつ動き始めております。町としてもそういう形で、商工会の活性化に対して、若い力を引き出しながら、やはり町の発展に寄与していただきたいという気持ちは持っております。以上でございます。

○議長（河野）企画課長。

○企画課長（木原）来年度作成する冊子の件でございますけれども、これは、平成10年にお配りしました冊子を1つのベースにしまして、基本的には計数の整理をし、また、時代背景を踏まえた文言に変える予定にしております。相手方はということでございますけれども、これは町長の方の方針は一貫して広島市を相手としておるということでございますので、相手方は広島市を想定した比較資料ということになろうと思います。

○議長（河野）教育長。

○教育長（李木）数点再質問がございましたが、今回の教育フォーラムの参加について、学校職員の参加はということでございますが、共催者の中にはPTAというのは入っておりますので、先生方もその講演共催の一員でございますので、積極的な参加をお願いしておるところでございます。

それから、評議員会の成果をなぜ公表しないのかということでございますが、評議員の設置そのもののねらいが、校長のいろいろな思い、意見を聞かせていただく、その意見をいただく方が評議員でございます。したがって、例えば校長が学校経営に対して、

こういうことに困っておるんだが何かいいアイデアはございませんかとか、そういうご意見をいただいたものは校長の財産でございます。校長が学校経営に生かすために、地域、あるいは保護者の声を生かすためにこういう制度を設けられておるわけでございます。学校経営の、例えば先ほど申し上げました学校の教育目標でありますとか教育計画でありますとか、こういうようなものについては当然、今年度はこういう方向で学校経営をいたしますというようなことを評議員の皆さんに学校としては情報公開いたします。そういう中でのアドバイスをいただくということでございますので、例えばそういう中で、1つの例でございますよ、海田西中学校の方ではこういうことを評議員会で皆さんに報告いたしました。そうしたら、非常にこれについてしっかりバックアップをするからという励ましの言葉をいただいたというような報告もございましたし、そのことは校長の出します学校新聞の中にも載っておったという経緯がございます。そういうようなことで、すべての学校の状況で、それぞれの評議員会が同じようなテーマで同じような議題を取り上げて、そして同じように公開できる中身があるかどうかという問題については私どもは十分は承知しておりません。校長の方から報告をいただく程度のことでございます。

それから、子どもに対する関心を深めたりするということの中で、例えばできておる資料等を使ってしっかり学習する時間帯を設けたらどうかと。土・日にそういう時間を設けたらどうかということでございますが、現在の教育課程の中でも隔週で土曜日は既に5日制が実施されておりました、現在でも進行しておるわけでございますが、そういう中で今度新しい年度に入りますとさらに休みが増えるということでございますが、一方では総合的な学習というのが導入されておりました、今、移行期でございまして、その内容については実践をしておるところでございます。先ほど来ご紹介がありました、資料等を使いながら総合的な学習の中で、各学校の子どもたちが先生と一緒に訪ねて歩いたり、あるいはそういう資料をもとにしながら、例えばふるさと館の職員が学校の方へお邪魔して、そしてその資料を使っでの学習を、いわばボランティアティーチャーとして導入して取り組んでおったりというような実態もございまして、この活用については結構実用として使われておるということでございます。資料を提供し、それを活用していく方法については、各学校指導者がその指導者の指導計画の中で位置づけていくものでございますから、各学校にお任せをしておるのが現実でございます。

それから、家庭訪問の問題でございます。家庭訪問と申しますのは、大きく分けて2

通りございます。1つは、年度当初にその子どもの家庭の状況、あるいは周辺の環境等を踏まえながら子どもたちの教育に生かしていくということで、定例的に小学校の場合はよく行いますが、そういう意味の家庭訪問と、それから、例えばいろんな課題が生じて、家庭と連携をとらなければいけない、こういう場合には、これは随時ということになりますね。そういう状況になってまいります。現在のご家庭の中で非常にお勤めの方が多いということもございまして、家庭訪問をいたしますときには相当な時間の制約を受けることは間違いございません。例えば、夜の9時ごろおいでくださいとか、あるいは8時以降においでくださいとか、何曜日でなければおりませんとかと、こういうこともあるわけでございます。そういう中で、とりわけ中学校等におきます生徒指導上の課題があって家庭訪問をいたします。ところが、お約束した時間にはおいでいただけないという実態もあつたりというようなこともございます。それぞれの先生方は随分苦労しながら家庭連携をいたしておるところでございますが、そういう中でなおかつ十分とれないときは、本町におりますいわゆる指導員、これにお願いをして家庭連携をしてくださいと、協力をしてくださいというようなことのお願いもあつたりすることがございます。そういう形で教育委員会からもそういうような形をしたり、あるいは担任の先生とともに教育委員会の方から出向いていくということもございます。しかしながら、ご存じのように、授業の時間の確保、それから、現状にありますようなクラブの非常に熱心な本町の中学校の状況、あるいはそういう中での、ご指摘もいただいておりますが、生徒指導上の課題のある状況もあります。かなり教員は非常に忙しい中での生活を過ごしておるわけでございますので、土曜日・日曜日といいましても、土曜日ほとんど先生方もボランティアでクラブに出ておるという実態もございます。そういうようなことを勘案しますと、我々としましても生徒の、あるいは児童の指導上の問題については連携をしていただきたいと、これは強くお願いをしておるわけでございますが、現状としては、おっしゃるような十分でない部分もあろうかと、この点については我々も承知をしておるところでございます。今後とも、その点についてはできるだけカバーしていただけるように一層の指導をしてまいりたいと思っております。

○議長（河野）本日の議事日程は終了する見込みがございませんので、本日はこれにて延会をいたします。

なお、明日も午前9時から本会議を開会いたしますので、ご参集ください。本日はご苦労さまでした。

午後 4 時 3 1 分 延会